

1. 議 事 日 程 (初日)

(令和5年那智勝浦町議会第1回定例会)

令和5年3月7日
9時30分 開 議
於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	5
日程第2	会期の決定	5
日程第3	諸報告	5
日程第4	報告第1号 専決処分(令和4年度那智勝浦町一般会計補正予算(第5号))した事件の承認について	12
日程第5	議案第12号 那智勝浦町議会議員及び那智勝浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	14
日程第6	議案第13号 那智勝浦町分課設置条例の一部を改正する条例	15
日程第7	議案第14号 那智勝浦町個人情報保護法施行条例	18
日程第8	議案第15号 那智勝浦町個人情報保護審査会条例	19
日程第9	議案第16号 那智勝浦町防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例	21
日程第10	議案第17号 町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例の一部を改正する条例	22
日程第11	議案第18号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	23
日程第12	議案第19号 那智勝浦町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	24
日程第13	議案第20号 那智勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例	25
日程第14	議案第21号 那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	27
日程第15	議案第22号 那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	30
日程第16	議案第23号 那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	30
日程第17	議案第24号 那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例	33
日程第18	議案第25号 那智勝浦町都市公園条例の一部を改正する条例	34
日程第19	議案第26号 那智勝浦町育英奨学金貸与に関する条例の一部を改正する条例	40
日程第20	議案第27号 那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	44
日程第21	議案第28号 令和4年度那智勝浦町一般会計補正予算(第6号)	45
日程第22	議案第29号 令和4年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予	

	算（第3号）	56
日程第23	議案第30号 令和4年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正 予算（第1号）	58
日程第24	議案第31号 令和4年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補 正予算（第1号）	59
日程第25	議案第32号 令和4年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第3号）	61
日程第26	議案第33号 勝浦漁港にぎわい市場の指定管理者の指定について	62
日程第27	発議第1号 那智勝浦町議会の個人情報保護に関する条例	63

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番	城本和男	2番	東信介
3番	曾根和仁	4番	荒尾典男
5番	藤社和美	6番	金嶋弘幸
7番	引地稔治	8番	左近誠
9番	加藤康高	10番	中岩和子
11番	森本隆夫	12番	亀井二三男

3. 会議録署名議員の氏名

2番	東信介	3番	曾根和仁
----	-----	----	------

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（15名）

町長	堀順一郎	副町長	瀧本雄之
教育長	岡田秀洋	消防長	湯川辰也
参事・総務課長	塩崎圭祐	教育次長	田中逸雄
会計管理者	三隅祐治	病院事務長	下康之
税務課長	網野宏行	住民課長	在伸靖二
福祉課副課長	仲紀彦	観光企画課長	吉中秀郎
農林水産課長	西真宏	建設課長	楠本定
水道課長	村上茂		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（4名）

事務局長	寺本尚史
事務局主査	北郡克至
事務局副主査	米地祐太郎
事務局副主査	山田倫也

~~~~~ ○ ~~~~~

[4番荒尾典男議長席に着く]

○議長（荒尾典男君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。また、事務局職員に議場での撮影を依頼しましたことも併せて申し添えます。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

また、本定例会につきましても、新型コロナウイルス感染症対策として換気の必要性から議場の窓及び扉を一部開放して議事を行います。また、議場内の当局の説明員についてもできる限り少人数といたします。

なお、3月10日までは議場内及び傍聴席ではマスクを着用していただき、議長席と発言席においてはマスクを外しての発言を可とします。皆様の御理解と御協力をよろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開会

○議長（荒尾典男君） ただいまから令和5年第1回那智勝浦町議会定例会を開会します。

開議に先立ちまして、去る2月8日に開催された全国町村議会議長会定例総会の席上、自治功労者として表彰をお受けになられました東議員、引地議員、左近議員の表彰状の伝達を行います。

東議員は、平成19年当選以来、4期目活躍中であります。本町議会にあっては、常任委員会委員長等を歴任されております。

引地議員は、平成19年当選以来、4期目活躍中であります。本町議会にあっては、常任委員会副委員長を歴任されております。

左近議員は、平成19年当選以来、4期目活躍中であります。本町議会にあっては、副議長、常任委員会委員長等を歴任されております。

今回の受賞、誠におめでとうございます。表彰状の伝達を行い、本町議会からも記念品をお贈りします。今後ともますます御健勝で町政の発展と地方自治の向上のために御活躍いただきたいと思っております。

それでは、伝達を行います。

○議長（荒尾典男君）

表 彰 状

東信介殿

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績は誠に顕著であります

よってここにこれを表彰します

令和5年2月8日

全国町村議会議長会会長 南雲正

(拍手)

○議長（荒尾典男君）

表 彰 状

引地稔治殿

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績は誠に顕著であります

よってここにこれを表彰します

令和5年2月8日

全国町村議会議長会会長 南雲正

(拍手)

○議長（荒尾典男君）

表 彰 状

和歌山県那智勝浦町 左近誠殿

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績は誠に顕著であります

よってここにこれを表彰します

令和5年2月8日

全国町村議会議長会会長 南雲正

(拍手)

○議長（荒尾典男君） 続いて、町長から記念品の贈呈を行います。

○町長（堀 順一郎君） このたびはおめでとうございます。

○議長（荒尾典男君） ここで、受賞者を代表して東議員から御挨拶をお願いします。

○2番（東 信介君） 一言御挨拶を申し上げます。

私たちは、議長から先ほど御紹介があったように、平成19年から那智勝浦町の一般選挙で当選させていただき、16年になります。町民の皆様や当局の方々、議員の仲間のおかげで、栄えある永年勤続表彰をいただき、ありがとうございます。簡単ではございますが御挨拶と代えさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（荒尾典男君） 以上で表彰状伝達式を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時36分 開議

○議長（荒尾典男君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒尾典男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

2番東信介君、3番曾根和仁君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長（荒尾典男君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

10番中岩君。

○議会運営委員長（中岩和子君） おはようございます。

議会運営委員会の協議結果について報告をさせていただきます。

去る2月28日、委員会を開催いたしました。本定例会に付議すべき事件は、専決処分報告が1件、当初予算が11件、条例の制定が2件、改正14件、補正予算が5件、指定管理者の指定1件、合計34件となっております。

会期は、本日3月7日から3月20日まで14日間を予定しております。本会議7日、委員会3日、純休会4日となります。

それでは、別紙議事予定表を御覧くださいませ。

〔議事予定表朗読〕

以上、議会運営委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（荒尾典男君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から3月20日までの14日間に行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、会期は本日から3月20日までの14日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸報告

○議長（荒尾典男君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告はお手元に配付のとおりです。

町長より報告を求めます。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和5年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用のところを御出席を賜りまして、心から御礼を申し上げます。

議題とすべき諸議案の概要について御説明と町政報告を申し上げる前に、本町職員による公金の横領事件についてを申し上げます。

今回の事件は、大切な公金を不正に引き出し横領するというもので、大変遺憾な事案と重く受け止め、町民の皆さん方の信頼を失うこととなりましたことに深くおわび申し上げますとともに、今後二度とこのようなことがないよう職員に対する指導を厳しく徹底をし、再発防止に万全を尽くし、信頼回復に努めてまいりたいと存じます。

次に、トルコ・シリア大地震について申し上げます。

2月6日、トルコ南部のシリアと国境付近を震源とする大規模な地震が発生をし、現在5万人を超える死者が確認をされております。お亡くなりになられました方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げる次第でございます。役場本庁にも義援金の募金箱を設置しておりますので、皆様方の御支援をどうかよろしくお願いを申し上げます。改めて自然の脅威を痛感した次第でございますが、本町におきましても近い将来高い確率で発生すると言われている南海トラフ地震・津波等に関する防災・減災対策は大変重要な課題であり、今後も災害に強いまちづくりに取り組んでまいりたいと考えてございます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症の関係について御報告を申し上げます。

昨年12月から、第8波の感染拡大により全国的に感染者が増加をし、本年1月においては和歌山県、新宮保健所管内でも過去最多となる感染者が報告されました。しかしながら、それ以降は徐々に感染者は減少をし、現在は落ち着いている状況でございます。

令和5年度のワクチン接種につきましては、現在、国の部会で審議中でございますが、高齢者及び基礎疾患を有する方につきましては2回の接種、それ以外の方は1回の接種を引き続き国の負担により行われる予定となっております。決定次第、接種体制を整え、御案内申し上げます。

このような中、新型コロナウイルス感染症が5月8日から法律上第5類感染症に位置づけられ、各種政策や措置の見直しが行われる予定でございます。また、基本的な感染対策としましては、3月13日からマスク着用は個人の主体的な選択によるものとされてございます。3年間続いたコロナ禍の行動制限が大幅に緩和される見込みでございます。観光が主力産業である本町にとりましてはよい兆しとなり、地域の経済が再生することを大いに期待してございます。しかしながら、ウイルスが完全に終息したわけではございませんので、手洗いや換気なども含め、皆様方には感染対策を引き続きお願い申し上げたく存じます。

次に、防災関係の御報告でございます。

津波避難困難地域解消に向けた取組で、築地地区の避難施設整備を計画しているところでございますが、令和5年度から地質調査、基本設計等、本格的に事業を進めてまいります。建設には緊急防災・減災事業債を活用いたしますが、期限が令和7年度末となっております、浸水域にある本庁舎の移転も緊急防災・減災事業債の充当が不可欠であり、早期に検討が必要と考えてございます。

次に、主要産業関連の報告でございます。

令和4年の観光動態は、宿泊客が33万1,899人、対前年比で29.8%の増、日帰り客は64万

3,758人で対前年比1.1%の増となりました。合計では97万5,657人となり、対前年比9.3%の増となっております。令和4年3月以降、まん延防止等重点措置の適用は受けず、町の経済対策事業や全国旅行支援、水際対策の緩和等による外国人観光客の増加など、観光に関する話題が多くなり、期待も高まりましたが、一方で第6波、第7波、第8波と言われた新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大など、外出自粛などの影響も少なからずあったものと考えてございます。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように5月から感染症法上の5類への移行が決定をされ、これまで停滞していた人の流れが回復し、経済が活発になると考えます。アフターコロナを見据え、今の時代に求められるニーズを的確に捉え、お客様に満足いただける観光地を目指し、那智勝浦観光機構とともに取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、民間ロケットの打ち上げでございます。

ロケット「カイロス」の初号機打ち上げは2月下旬を目標に進められておりましたが、コロナ禍やロシアのウクライナ侵攻などの世界情勢に伴う生産、物流の停滞が続いており、部品の調達が困難であることから再度の延期となりました。発射は夏頃を目標とし、4月に打ち上げ日程の発表が行われると聞いてございます。延期となったことは大変残念ではございますが、今後とも引き続き打ち上げに向けて和歌山県、串本町と連携して取組を進めてまいります。

次に、水産関係の報告でございます。

令和4年の水揚げにつきましては、マグロはえ縄漁業が8,302トン、69億1,012万円。沿岸漁業につきましては1,369トン、9億4,757万円となっております。マグロはえ縄漁は、対前年比1,993トン、20%減と数量は大幅な減少となりましたが、マグロの価格が上昇したことから金額については8億986万円、13%の増となりました。沿岸漁業につきましては、昨年比数量が168トン、14%の増、金額が3億2,964万円、53%の増となっております。イセエビ漁については、数量が昨年比32%減の12.2トンとなったものの、金額は昨年とほぼ横ばいの8,990万円となっております。近年、水産業界を巡る環境は、磯枯れの原因と言われている長く続く黒潮の大蛇行や海水温の上昇、原油価格の高騰等、大変厳しい状況が続くと思われまますので、引き続き支援や対策等を検討してまいります。

続いて、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入について申し上げます。

制度の導入につきましては以前から検討を進めておりましたが、関係団体の皆様方をはじめ、導入を求める多くの声をいただき、このたび4月1日から当制度を実施することといたしました。町民の皆様一人一人が互いに人格や多様性を認め合い、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与し、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会を実現するための第一歩したいと思います。

次に、本会議に提案してございます議件の概要について御説明を申し上げます。

本会議に提案しております議件は34件でございます。当初予算が11件、専決処分報告が1件、条例制定が2件、条例改正が14件、補正予算が5件、指定管理者の指定が1件でございます。

初めに、議案第1号から議案第11号の令和5年度予算案の概要について御説明申し上げます。

令和5年度は、かねてから申し上げております「住んでよかった・住み続けたい・住んでみたいまち」を目指すため、防災・減災対策及び子ども・子育て支援に重点を置いた予算編成を行ってまいります。また、引き続き重点課題である新クリーンセンター整備事業、本町の主要産業である観光産業の振興に取り組んでいく予算となっております。

まず、防災・減災対策について申し上げます。

先ほど申し上げたとおり、築地地区の津波避難施設整備に向け、地質調査と工事の設計業務に取りかかります。急がれている築地地区の津波避難困難地域解消のため、産業や観光の拠点として景観や文化に調和をし、観光客を含めた多くの方々に御利用いただけるよう、地元区とともに協議を進めながら施設整備を進めてまいりたいと考えてございます。

続いて、子ども・子育て支援について申し上げます。

役場内の子ども・子育て支援に係る体制を強化するため、福祉課を分課をし、「こども未来課」の新設を行います。また、勝浦こども園内に設置しておりました「地域子育て支援センター」を体育文化会館内に移設をし、内部設備の充実や屋外の遊技場を整備することで利用者の利便性を向上させ、より子育てしやすい環境を醸成してまいりたいと考えてございます。

また、木戸浦グラウンドのゲートボール場につきましては、子供たちが集い、遊ぶことのできる場になるよう、バスケットボール、フットサル、スケートボード、ボール遊び等に利用できる多目的広場として整備を行いたいと考えてございます。また、少子化対策や移住促進を目的に、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、夫婦ともに39歳以下の新婚世帯に対し60万円を上限に家賃や引っ越し費用等を助成する「新婚生活支援事業」を新たに実施いたします。そして、妊婦と子育て世帯を経済的に支援するため、妊娠届出時に5万円、出産後に5万円、合計10万円の「出産・子育て応援給付金」についても継続して支給いたします。

主力産業である観光産業の振興につきましては、アフターコロナを見据え、紀伊勝浦駅前の利便性の向上に向けた整備、熊野古道の多言語案内板の設置、新たな体験型観光コンテンツの開発支援等を実施してまいります。

民間ロケットの発射につきましては、町といたしまして旧浦神小学校の見学場を充実させるため、屋上見学場の整備や体育館について解体の検討をしてまいりたいと考えてございます。

また、当町の豊かな水資源を全国に広報すべく、オリジナルラベルによる飲料水のボトルの作成を行いたいと考えてございます。なお、令和6年には世界遺産登録20周年を迎えることから、併せて周知できるような方策を考えてまいりたいと考えてございます。

今年、11月18、19日に本町で開催されます「全国棚田（千枚田）サミット」については、那智勝浦町の取組をPRするとともに、参加者の皆様方に御満足をいただき、大会の成功に向け尽力してまいります。

林業関係では、昨年度の補正予算で創設いたしました「那智の滝源流域保全事業」について、那智の滝源流域森林を適切に管理をし、保水力を向上させることを目的とし、引き続き取

り組んでまいりたいと考えてございます。

新クリーンセンターの建設工事につきましては、引き続き建設工事の予算を計上し、令和7年度の稼働に向けて取組を進めてまいります。

新年度の一般会計、特別会計、企業会計の予算総額は180億4,073万円で、令和4年の予算総額183億1,867万3,000円に対し2億7,794万3,000円、1.5%の減となっております。

一般会計予算は、歳入歳出それぞれ94億6,700万円をお願いするものでございます。対前年比3億4,200万円、3.5%減となっております。新クリーンセンター整備事業の減少が主な原因となっております。

歳入の主たる財源は、町税及び地方交付税、国県支出金、地方債で、基金の取崩しによる繰入れも行います。地方交付税につきましては33億6,000万円を計上しており、前年度と比較し1,000万円、0.3%の増となっております。国県支出金につきましては14億4,122万円を計上しており、前年度と比較し2億7,584万円、16.1%の増となっております。町税につきましては、対前年比1,217万円、0.9%増の14億2,849万円を見込み計上してございます。歳入財源の根源であります税収の確保に全力を尽くしてまいり次第でございます。

次に、特別会計でございます。国民健康保険事業費特別会計につきましては、医療費に係る保険給付、国民健康保険事業費納付金など、総額23億1,258万8,000円を計上してございます。平成30年度より財政運営の責任主体が和歌山県となり、決定された国民健康保険事業費納付金を和歌山県に納付することになってございます。

後期高齢者医療事業費特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金など、総額5億1,174万円を計上してございます。

育英奨学金貸与事業費特別会計につきましては、高校生、大学生等への貸与を行うものですが、従来の育英奨学金の新規申請者は近年低調であり、時代に合わせた制度として奨学金の月額増額と入学準備金などを新設し、利用促進を図ります。また、人口が減少する中、地域産業の担い手となる若者の人材確保及び定住促進のために、町内在住、地元就労などを条件に高校・大学等の在学中に借り入れた奨学金返還の一部を償還免除する制度を新設をし、那智勝浦町への定住促進を図ってまいります。

下水道事業費特別会計につきましては、那智山地区特定環境保全公共下水道に係る事業費を計上いたしてございます。

介護保険事業費特別会計につきましては、総額19億9,300万3,000円を計上してございます。

勝浦地方卸売市場特別会計につきましては、基金の積立てや修繕料など総額2,014万8,000円を計上してございます。

次に、企業会計でございます。

水道事業会計につきましては、送水管の更新工事や配水管布設替工事等を進め、より一層の安心・安全な給水サービスの充実に努めてまいります。

町立温泉病院事業会計につきましては、和歌山県地域医療構想や新宮保健医療圏において求められる医療機能を考慮した診療提供体制の下、病院を運営するための予算編成となっております。

います。地域住民の皆様方に信頼される安全・安心な医療を提供することを基本方針に、よりよい医療の提供に努めてまいります。

以上が令和5年度の予算の概要でございます。

引き続き、報告第1号から御説明を申し上げます。

報告第1号は、令和4年度一般会計補正予算について専決処分の承認をお願いするものでございます。9月議会で御可決賜りました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したマイナンバーカードの普及促進及び林業、漁業従事者に対するエネルギー価格高騰対策支援事業について不足分の増額補正を行ったものでございます。

議案第12号の那智勝浦町議会議員及び那智勝浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきましては、公職選挙法の改正に伴い、本条例も同様に選挙運動の公費負担の一部の単価を引き上げる改正を行うものでございます。

議案第13号の分課設置条例の一部を改正する条例につきましては、先ほど申し上げたとおり福祉課を分課をし、子ども・子育てに関する施策の充実に特化した「こども未来課」を新設する改正を行うものでございます。

議案第14号の個人情報保護施行条例につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正により、国の行政機関や各地方自治体、民間事業者等においてこれまで別々の法律や条例によって運用されてきた個人情報の取扱いが同一の法の規律によって取り扱われることとなったことから、本町個人情報保護条例を廃止をし、新たに条例を制定するものでございます。

議案第15号の個人情報保護審査会条例につきましては、個人情報保護審査会について規定しておりました個人情報保護条例を廃止したことに伴い、新たに制定するものでございます。

議案第16号の防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例につきましては、個人情報保護条例の廃止に伴い、当該条例名を削除する改正を行うものでございます。

議案第17号の町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例の一部を改正する条例につきましては、先ほど申し上げましたとおり本町職員の不祥事に対する管理監督責任と、町民の皆様に対する謝罪並びに社会的信用回復に資するため、町長、副町長の給料を減額する改正を行うものでございます。

議案第18号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、複雑多様化する職務を統括する総括課長の重い職責を鑑み、給与体系を見直し、7級制を導入する改正を行うものでございます。

議案第19号の過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、上位法の改正に伴うものでございます。

議案第20号の国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、政令の改正に伴い、出産育児一時金の支給額を引き上げる改正を行うものでございます。

議案第21号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、1人当たりの医療費の高止まりや被保険者の減少などにより、国保財政の収支の均衡が取りづらくなっていることから、国民健康保険税の税率を引き上げる改正を行うものでございます。

議案第22号の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第23号の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、省令の改正により児童の安全の確保に関する所要の改正を行うものでございます。

議案第24号の手数料条例の一部を改正する条例につきましては、地籍調査成果資料の写しを交付する際の手数料を追加する改正を行うものでございます。

議案第25号の都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、本町の都市公園のうち、体育文化会館の有料公園施設について、使用料の金額を見直し、より利用しやすいものとするため、また有料公園施設の管理を教育委員会が行うに当たり必要となる一部改正を行うものでございます。

議案第26号の育英奨学金貸与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、先ほどの予算の際に申し上げたように、近年、奨学金制度の利用者が低調であることから、時代に合った制度改正として、入学一時金の新設や貸与額の増額、また償還免除の新設などの改正を行うものでございます。

議案第27号の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症受入れ体制強化手当の支給期間を延長する改正と、夜間休日待機手当を新設する改正を行うものでございます。

議案第28号は、令和4年度一般会計補正予算であり、歳入歳出それぞれ2億7,311万円を減額をし、予算総額で103億6,043万9,000円とするものでございます。主な内容といたしましては、子育て世帯に対する経済支援として、児童及び学生1人につき3万円を給付する「子育て世帯応援給付金」やふるさと納税の寄附金の増による事業費の増額、事業費の確定や実績見込みによる減額が主なものとなっております。「子育て世帯応援給付金」につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受けた特に支出が大きい子育て世帯に対する経済支援として、18歳以下の児童や大学等に通う本町出身の学生を養育する子育て世帯に対し、対象者1人につき3万円を給付するものでございます。

議案第29号から議案第31号は、国民健康保険事業費特別会計、育英奨学金貸与事業費特別会計、勝浦地方卸売市場事業費特別会計に係る令和4年度補正予算であり、実績見込みや基金積立金の増額等による補正が主な内容でございます。

議案第32号は、令和4年度水道事業会計補正予算であり、電気料金の高騰により不足する動力費などの補正をお願いするものでございます。

議案第33号の勝浦漁港にぎわい市場の指定管理者の指定につきましては、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

以上が本議会に提案いたしました34件の概要でございます。その内容の詳細につきましては担当課長から御説明申し上げますので、何とぞ御審議いただき、御可決を賜りますようお願いを申し上げます。議員の皆様方の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。

諸報告及び議案の概要説明とさせていただきます。

○議長（荒尾典男君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第1号 専決処分（令和4年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号））した  
事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第4、報告第1号専決処分（令和4年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事・総務課長（塩崎圭祐君） 報告第1号専決処分（令和4年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号））した事件について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。令和4年12月26日、専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

令和4年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,805万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億3,354万9,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入。

補正前の歳入合計106億1,549万6,000円に款15国庫支出金で補正額1,805万3,000円を追加し、計で106億3,354万9,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費と款5農林水産業費の補正で、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括、歳入でございます。

1、総括として、このページの歳入と次の5ページの歳出について、それぞれ1,805万3,000円の追加をお願いしてございます。

5ページ、歳出の補正額の財源内訳でございますが、全て国県支出金となっております。

6ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節6新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,805万3,000円につきましては、この後担当課より御説明申し上げます。

すマイナンバーカード普及促進事業補助金事業並びにエネルギー価格高騰対策支援金事業などの財源とするものでございます。

総務課からの説明は以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 住民課の関係について御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の補正額1,655万3,000円の増額につきましては、マイナンバーカードの普及促進に係る商品券の交付事業でございます。交付済み人数と10月以降の新規申請者数との見込みを7,800人と推計しておりましたが、予想以上に新規申請者が多く、またこれの精算を行うため専決処分をさせていただいてございます。節11役務費につきましては郵便料でございます。節18負担金、補助及び交付金につきましては、追加の商品券の印刷代53万8,000円と3,200人分の商品券1,600万円の追加を行ったものでございます。商品券の交付実績につきましては1万175人で、1月末の申請率は76.2%となっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長西君。

○農林水産課長（西 眞宏君） 農林水産課の関係について御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項2林業費、目2林業振興費、節18負担金、補助及び交付金、エネルギー価格高騰対策支援金、補正額10万円につきましては、林業事業体の対象者1件分の増額でございます。

8ページをお願いいたします。

項3水産業費、目2水産振興費、節18負担金、補助及び交付金、エネルギー価格高騰対策支援金、補正額140万円につきましては、対象者12件分の増額でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第1号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第12号 那智勝浦町議会議員及び那智勝浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第5、議案第12号那智勝浦町議会議員及び那智勝浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事・総務課長（塩崎圭祐君） 議案第12号について御説明申し上げます。

〔議案第12号朗読〕

本条例につきましては、町の選挙における選挙費用について公費負担制度を適用するため定めたものでございます。

A 4 縦置きの関係資料のほうを御覧願います。

最初の四角で囲んだ部分でございます。

今回の改正につきましては、公職選挙法施行令の一部が改正され、国政選挙における選挙運動の公費負担の限度額が改定されたことに伴い、本町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額を改定するものでございます。

2つ目の四角で囲った部分を御覧願います。

選挙運動用自動車の借り上げ契約に係る公費負担の単価を改正するもので、1日当たり1万5,800円から1万6,100円に引き上げ、同号イの改正は、選挙運動用自動車の燃料の供給に関する公費負担の単価を1日当たり7,560円から7,700円に引き上げるものでございます。

3つ目の四角の部分をお願いいたします。

選挙運動用ビラの作成に関する公費負担の単価の改正を行うもので、1枚当たり7円51銭から7円73銭に引き上げるものでございます。

4つ目のところをお願いいたします。

選挙運動用ポスターの作成に関する公費負担の単価の改正を行うもので、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価を525円6銭から541円31銭に、企画費を31万500円から31万6,250円に引き上げるものでございます。

附則といたしまして、この条例につきましては公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第12号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第13号 那智勝浦町分課設置条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第6、議案第13号那智勝浦町分課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事・総務課長（塩崎圭祐君） 議案第13号について御説明申し上げます。

〔議案第13号朗読〕

関係資料といたしまして新旧対照表を添付してございます。そちらのほうを御覧願います。

今回の改正につきましては、子ども・子育て等に係る業務を所管することも未来課を新たに設置するものでございます。子育て支援体制の強化を図るため、現在の福祉課が所管する事務のうち、子ども・子育て等に係る事業部門を独立させ、加えて住民課で所管しておりました子ども医療・独り親医療費制度の事務を併せて所管する1つの課を設置し、分かりやすい組織体制とし、多様化する子育てニーズに対応し、よりきめ細やかな子育て支援に取り組むことを目的とするものでございます。

左側、改正後のところの第1条に、第5号といたしまして新たに子ども未来課を追加いたします。

第2条に、第5号といたしまして子ども未来課の分掌事務について追記してございます。単独の課に当たり、少し具体化したものとしてございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものとしてございます。

説明は以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） 2点ほど質問したいんですが、国がこども家庭庁ですかね、をつくるという、そういうのにも対応しているということでおおむね歓迎はしたいんですが、若干心配な点もありますので、一つ。

子ども・子育て施策、非常に重要なんですが、それ以前の若者世代の定着を促すっていう、そこがもっと大切で、それがあって初めて子供が生まれて子育て支援が必要ってなるんで、今回は福祉課からの分課っていうことなんですが、そういう若者世代の定着を促すような、そういう施策まで取り込んだ課にできなかったのかな、すべきなのかなっていう、そうすると企画の一部を取り込むというような形になるんですが、そういう判断はなかったのかっていうことと、それで、今回そういう判断をしなかったということなんですが、当然分課設置で課長や副課長っていうことで、そこにいろいろな人員を配置すると思うんですが、そういうことに伴い、子育て支援以前にもっと大切と私は思うんですが、そういう若者世代の定着を促すような企画部門、そこが逆に手薄にならないのかな、だからそこも両輪でやっていくようにしていただきたいんで、その辺の判断というんですかね、認識と。

もう一つは、ひょっとしたらつまらないことに思われるかもしれないけど、ネーミング、こども未来課っていうネーミングですね。私これ、非常にきらきらネームだと思うんです。人間、人名の「未来」っていうのは今は当たり前普通に使われるんですが、行政の部署で「未来」っていう名前はやっぱりごく最近いろんな自治体で採用されるようになってきて、串本町もこども未来課なんですけど、あとはそういう企画部門なんかをまちづくり課とか、未来まちづくり課とか、すさみ町でしたら地域未来課っていうそういう未来っていう名前を入れるんですが、順当であれば子ども・子育て課だとか、こども保健課っていう名前をつけるのかなっていうふうには私は思ってたんですが、あえて未来っていう名前をつけたのはどなたの発案で、どういう思いを込められたのかなっていう、その辺も聞かせていただきたいなと思います。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○参事・総務課長（塩崎圭祐君） お答えいたします。

まず、若者の、若者世代等定着を取り組むというところで、企画的な部分というところがございます。

当然、そのような部分を取り組まないというわけではございませんが、基本的には企画的な部分っていうところは今回設置の課においては省いたところがございます。

また、課のネーミング、名前というところがございますが、今回課の設置に当たりましては当然名称等もいろいろな意見を職員からも集いまして、アンケートを取って考えたところがございます。その決定に際しましては、町民に分かりやすい、親しみやすい名称というところでのような名前にしたものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） 今、総務課長からの答弁だったんですけど、やっぱり未来っていう名前を

使うっていうのは、かなりほかの課に比べたら特異というんか、こども未来課っていう名前が僕はすごい、今総務課長言うたように町民に親しみやすいという、もちろんですけど、やっぱり思い切ったネーミングかなと思ったんで、何か町長の思いみたいなものを聞かせて——本当は——いただきましたかったんですが。

今回その企画的な部分ですね、子育て、自然移住の若者の定着だとか、若者の職場、仕事づくりっていう、そういうところは踏み込まなんだ、取り込まなんだということなんですけど、やっぱりそっちも力を入れてやってほしいんで、これはちょっと質疑からはみ出すんで提案なんですけど、こども未来課っていう、あえてそういう、きらきらネームって私思うんですけど、の課をつくったのであれば、その若者世代の定着を促すのは観光企画課だと思うんで、観光企画の「企画」っていうのがちょっと堅いんでね、そこも観光未来課か、観光まちづくり課ぐらいに変えて、ダブル未来課でね、両輪でやっていくっていうふうになれば、本当に町が、町民の気持ちも職員の気持ちも前向きに、もっと今以上に前向きになるかなと思いますんで、これはもう提案なんで答弁結構なんですけどね。町長のこの未来課っていう名前に込めた思いを本当は聞きたかったんですが、もしお願いできたらお願いします。

○議長（荒尾典男君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） こども未来課の「未来」っていうのは、やっぱり子供たちの未来の幸せを望むというような意味と、未来に向けて本当に夢を持った町政であったり、そういった思いも込めて子供たちの本当に健全な未来を願いたいっていう意味合いでこども未来課、いろんな、こども家庭課とかですね、子ども・子育てといろいろあったんですけども、やっぱり未来に向けて少し明るい兆しが見えるようなその名前じゃないかなと私は、きらきらっていうのは私はそう感じてはございませんので、そういった思いでつけさせてもらいました。

それと、若者世代の関係につきましては、企画のほうでは今回新婚世帯の支援であったり、奨学金の地元の就職であったり、地元へ帰ってこられた方の、そういった方々の償還を免除するような、そういったトータル的に若者が定住できるような形をつくっていきますので、もちろん将来的にはひょっとしたらこども未来課で担当するかもしれませんが、トータルで今できることをやりながら、その仕事の割り振りも考えていくべきではないかなというふうに考えてございます。

それと、提案もいろいろいただきました。夢のある課にできたらと思いますので、今後参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

7番引地君。

○7番（引地稔治君） 簡単なんやけど、ちなみに何人体制ぐらいで組まれるんかな。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○参事・総務課長（塩崎圭祐君） お答えいたします。

新しい課の人員でございますが、当然本庁の課に勤める職員といたしましては七、八名にな

る見込みでございます。当然、そちらに会計年度任用職員、また庁舎外におきましては保育所を所管する課となりますので、保育士も所属するような形になるかというふうにご考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第13号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開10時45分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時34分 休憩

10時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第14号 那智勝浦町個人情報保護法施行条例

○議長（荒尾典男君） 日程第7、議案第14号那智勝浦町個人情報保護法施行条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事・総務課長（塩崎圭祐君） 議案第14号について御説明申し上げます。

〔議案第14号朗読〕

次のページをお願いいたします。関係資料のほうを御覧願います。

最初の四角の部分でございます。

制定概要でございます。令和3年5月に個人情報保護に関する法律が改正され、これまで各

地方自治体が条例で定めていた個人情報保護制度について、改正個人情報保護法の全国的な共通ルールが令和5年4月1日から適用されることとなりました。これを受けて、現行の那智勝浦町個人情報保護条例を廃止するとともに、法で委任された事項及び条例で定めることが認められた事項を規定する那智勝浦町個人情報保護法施行条例を制定するものでございます。

第1条では趣旨について規定してございます。以下、主立ったところを御説明申し上げます。

第3条では、開示請求に係る手数料について定めてございます。開示請求に係る手数料は無料とし、写しの作成及び郵送料は実費徴収をするものとしてございます。

第4条では、開示決定の期限について。開示請求があった日から15日以内と定めてございます。

第6条では、毎年1回、実施機関の開示等の実施状況を取りまとめ、公表するものと定めてございます。

第7条は、改正法第129条の規定に基づき、那智勝浦町個人情報保護審査会に諮問することができる場合について定めたものでございます。

附則でございます。

第1項で、この条例は令和5年4月1日から施行するものと定めてございます。

また、第2項で、現行の那智勝浦町個人情報保護条例を廃止する旨、定めてございます。

説明は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第14号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第15号 那智勝浦町個人情報保護審査会条例

○議長（荒尾典男君） 日程第8、議案第15号那智勝浦町個人情報保護審査会条例を議題としま

す。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事・総務課長（塩崎圭祐君） 議案第15号について御説明申し上げます。

〔議案第15号朗読〕

関係資料のほうを御覧願います。

先ほど御可決賜りました議案第14号那智勝浦町個人情報保護法施行条例の制定に関連するものでございますが、最初の四角で囲ったところをお願いいたします。

制定概要でございます。

個人情報の保護に関する法律が改正され、現行の那智勝浦町個人情報保護条例を廃止することに伴い、保有個人情報の開示決定等に係る審査請求の認定審査等を行う附属機関といたしまして、那智勝浦町個人情報保護審査会を継続して置くために制定するものでございます。

このページ、下の第3条のところを御覧願います。

第3条、個人情報の保護に関する法律、那智勝浦町個人情報保護法施行条例及び那智勝浦町議会の個人情報保護に関する条例の規定による保有個人情報の開示決定等に係る審査請求の調査審査等を行う附属機関といたしまして、那智勝浦町個人情報保護審査会を置くものでございます。

次のページをお願いいたします。

第4条でございます。那智勝浦町個人情報保護審査会の組織及び委員について規定するものでございます。

第6条は、那智勝浦町個人情報保護審査会の調査権限について規定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第8条、那智勝浦町個人情報保護審査会は、諮問実施機関または審査請求人等に求めた資料の提出があったときは、その写しを相手方に送付すること等を定めるものでございます。

附則第1項、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

次のページをお願いいたします。

附則第2項でございます。制定の円滑な移行のため、廃止前の那智勝浦町個人情報保護条例の規定に基づき、町に置かれた那智勝浦町個人情報保護審査会の委員について経過措置を設けるものでございます。旧条例に基づく現委員さんにおかれましては、引き続き残任期間を新条例の委員としてお務めいただくものとしてございます。

説明は以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第15号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第16号 那智勝浦町防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第9、議案第16号那智勝浦町防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事・総務課長（塩崎圭祐君） 議案第16号について御説明申し上げます。

〔議案第16号朗読〕

関係資料、新旧対照表のほうを御覧願います。

さきに御可決賜りました議案第14号那智勝浦町個人情報保護法施行条例の制定により、那智勝浦町個人情報保護条例を廃止したため、本条例に係る那智勝浦町個人情報保護条例の字句を削除するものでございます。

説明は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第16号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第17号 町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第10、議案第17号町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事・総務課長（塩崎圭祐君） 議案第17号について御説明申し上げます。

〔議案第17号朗読〕

冒頭、町長の町政報告の中で報告とおわびを申し上げました、本町職員による公金の横領事件については、関係職員の懲戒処分を行ったところでございますが、町長並びに副町長におきましても、上司として自らの監督責任を明らかにすべく、給与の一部を返上いたしたく本条例改正をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

附則に次の1項を加えることとし、第10項とし、令和5年3月1日から令和5年3月31日までの間における町長及び副町長の給料月額、第2条第1項及び前項の規定にかかわらず同条第1項及び前項の規定に定める額から当該額に10分の1を乗じて得た額を減じて得た額とするものでございます。

附則とし、この条例は公布の日から施行し、3月支給分の給料月額において適用するものでございます。

説明は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

1番城本君。

○1番（城本和男君） 当初、町長のみ10分の1、1か月という、減じると報じられてたんですけども、副町長もその減額処分となった理由ですね、一度お伺いしたいと思います。

それともう一点、全協で説明を受けたんですけども、ちょっと確認したいことがありまして、議長のお許しを得た上での関連質問になろうかと思うんですけども、3年度の決算認定をした議会の責任として、そもそもその不正な会計処理があったこの決算が有効なのかどうか一応確認をしたいと思います。その、議会からは一般会計についてこれしか見えなくて、歳計外というのが見えてないんですね。債務者に対しては一般会計から支払いができてないような状態で決算になっておりますので、それを歳計外から補填したからといってそれでいいのかどうか、その点確認のためにお願いしたいんですけども、お伺いをいたします。

○議長（荒尾典男君） 副町長瀧本君。

○副町長（瀧本雄之君） お答えいたします。

当初発表のとき、町長の分しか発表してございませんでした。副町長としては、懲戒処分を行う会議の長でありましたので、その中で、大半は副町長就任以前でありましたので必要ないのではないかという結論でありましたが、建設につきましては就任後のことでもあるということで、それで発表以後、自ら申し出て減額を申し出たものでございます。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○参事・総務課長（塩崎圭祐君） お答えいたします。

令和3年度の決算認定についてでございます。認定いただいたものが取り消されるものではないというふうなことで認識いたしてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 1番城本君。

○1番（城本和男君） 不正な会計処理であったとしても、一応決算の認定については、私どもも認定したんですけど、一応有効ということでよろしいわけですね。分かりました。

今後、このようなことのないようにだけよろしくお願いいたしますと思います。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第17号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第18号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第11、議案第18号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事・総務課長（塩崎圭祐君） 議案第18号について御説明申し上げます。

[議案第18号朗読]

関係資料の新旧対照表を御覧願います。

最初に、最後の6ページを御覧願います。

こちら、別表5でございます。職員の給料につきましては、職務職階制といたしまして職務の種類及び責任の度合いに応じ、等級別基準職務表により定められているところがございます。

右側の改正前のところ、6級のところにある総括課長の職務について、左側の改正のところ新たに7級を設け、職務として総括課長の職務として追加するものでございます。

総括課長の職務と課長の職務については同じ6級を適用してございましたが、その職責から職務の級として新たに7級を設け、適用するものでございます。

1ページをお願いいたします。

別表1でございます。

等級別基準職務表で定めた7級の職務の給料表について、左側の改正前の別表1の右側に7級の列を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものとしてございます。

説明は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第18号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第19号 那智勝浦町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例  
の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第12、議案第19号那智勝浦町過疎地域における固定資産税の特別措置

に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長網野君。

○税務課長（網野宏行君） 議案第19号那智勝浦町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページに改正文と新旧対照表を添付しておりますので、新旧対照表で御説明申し上げます。

この条例は、過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、振興すべき業種として定められた事業に対して特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地を取得等した場合に固定資産税を3年度分に限り申請により免除するものでございます。今回の改正は、引用している法律の改正に伴うものでございます。

新旧対照表、第1条、趣旨について。改正前、下線部のところ、第28条の9第10項を、改正後、第28条の9第10項第1号に改正するものです。引用している租税特別措置法施行令の改正に伴う改正でございます。

次に、第2条、固定資産税の課税免除について。改正前、第12条第3項または同法第45条第2項を、改正後、第12条第4項または同法第45条第3項に改正するものでございます。引用している租税特別措置法の改正に伴う改正でございます。

附則として、この条例は公布の日から施行します。

説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第19号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第20号 那智勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第13、議案第20号那智勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 議案第20号那智勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町国民健康保険条例（昭和34年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中、「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

今回の改正につきましては、健康保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

おつけをしております新旧対照表を御覧ください。

第6条は、出産育児一時金について定めたもので、改正前の40万8,000円を改正後48万8,000円に改めるものでございます。出産育児一時金の実際の支給総額は、この支給額に第6条の条文ただし書による規則で定めた3万円を上限とした加算額との合計額となっております。規則による加算額は現行1万2,000円で、合計支給総額は50万円となるものでございます。

条文に戻っていただきまして、附則といたしまして、施行期日、この条例は令和5年4月1日から施行する。経過措置といたしまして、この条例施行の日、前の出産に係る那智勝浦町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるとしてございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第20号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第21号 那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第14、議案第21号那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 議案第21号那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町国民健康保険税条例（昭和43年条例第5号）の一部を次のように改正する。

国民健康保険の現在の状況は、被保険者の減少等の影響による保険税の減少や医療費等の増加などにより本年度末で基金をほぼ全て取り崩す見込みで、翌年度以降は収支の均衡が取れない状況となっております。これに対応するためと、県内全市町村が令和9年度までに資産割を廃止し、3方式の課税方式に移行することを含め、今回税率の改正を行うものでございます。

条例第3条から第9条の2までは、基礎課税分、後期高齢者支援分及び介護納付金分の税率改正、第24条以降は7割軽減等の軽減措置について改正をしております。

関係資料を御覧ください。

新税率案と現行税率の比較でございます。

一番上の合算の表でございます。所得割につきましては2.8%増の12.7%とし、資産割では廃止に向けて5%減の35%としてございます。均等割につきましては5,000円増の4万5,000円に、平等割は500円増の5万円にそれぞれ引き上げてございます。一番下の1人当たりの保険税額につきましては1万8,642円増となりまして、この改正に伴う増収につきましては6,000万円程度を見込んでございます。

裏面の次のページをお願いいたします。

モデルケースの比較表でございます。

モデル1は軽減なし世帯で、40歳代の両親と未就学ではない子供2人の4人世帯で、所得が260万円、固定資産税が5万円の例でございます。このケースでは、年間7万6,800円の増額となるものでございます。

次のモデル2は2割軽減世帯で、世帯構成はモデル1と同じで、所得が210万円、固定資産税が5万円の例でございます。このケースでは、年間5万9,100円の増額となっております。

モデル3は5割軽減世帯で、70歳代の2人世帯、所得が75万円、固定資産税が5万円の例でございます。このケースでは、年間9,900円の増額となっております。

モデル4は7割軽減世帯で、70歳代の単身世帯、所得40万円、固定資産税がない例でござい

ます。このケースでは、年間1,400円の増額となるものでございます。

今回の改正では、国保加入世帯の95%が増額となり、5%程度が資産割の減に伴い減額となる見込みでございます。

条文に戻っていただきまして、条文2枚目でございます。

附則といたしまして、施行期日、この条例は令和5年4月1日から施行する。適用区分として、附則の2に、この条例改正の規定は令和5年度以降の保険税に適用し、4年度以前については従前の例によるとしてございます。

なお、税率改正につきましては国民健康保険運営協議会を開催し、委員の皆様にご意見を伺い、諮問いたしました原案とおりの答申をいただいております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番東君。

○2番（東 信介君） 議会前に説明を受けて、国保会計というのは、国保会計の中で処理されるもんやっていうことで、まあ仕方がないことやなと思って思うてたんですけど、今回、議案第20号で国保会計の中の出産一時金の割増し、これ国保会計じゃないところから出せるものではないかなと思うんですけど、その辺の認識はどんなにかちょっとお聞きします。

○議長（荒尾典男君） 住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） お答えいたします。

出産育児一時金の改正につきましては、国民健康保険に加入されている方のみの改正でございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 1番城本君。

○1番（城本和男君） 委員会でも説明を受けたんですけども、納付費の高止まりと被保険者の減少ということで、移行期、そして県への移行期で仕方がないのかなと思うんですけども、住民の方にとっては大きな負担になると思うんですね。実際、これ住民の方にどのように案内していくのかですね、お知らせしていくのか。今、こういう資料を細かくいただいたんですけども、住民の方にとってみれば納付書に入っているパンフレット、こういうふうなもので幾ら上がったかみたいなことしか確認できないと思うんですね。その辺り、住民の方にも国保っていうのが、料金がこういうふうな形で上がるんですけどっていうことをきっちり周知をしていただきたい、御理解いただきたいと思うんですけど、それと何かそういう方法があるのかどうかですね。

それと、限度額っていうのがあるんですか、これ。結構上がるんですけども、限度額が幾らになるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（荒尾典男君） 住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） お答えいたします。

税率改正についての住民への周知ということでございますけども、こちらのほうは例年納付書のほうに説明資料等を入れているところでございますが、こちらのほう、住民の方に分かりやすい形で何か考えていこうかなと考えてございます。できればそれまでに何か広報でもできればいいのかなとは思っておりますのでございます。

そして、限度額の関係でございますけども、限度額のほうは3月末で国のほうの法律が通りますので、また専決補正でお願いするものかと思いますが、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので金額のほうちょっと分かりかねます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 1番城本君。

○1番（城本和男君） 住民の方への周知、よろしくお願ひしたいと思ひます。国保のこの医療制度の重要性ですね、そこら辺りも一緒に住民の方に御説明をいただきたいと思ひます。

それと、そうするとやはりこのいただいた資料では大体2割弱から1割弱ぐらいしか、1割弱ぐらい上がるんですかね、やはり。世帯構成とか所得とかによっても全然違ひ、いろいろなパターンがあると思ひますけども、それとまた減額制度もあつてですね、軽減制度もあつて一様じゃないと思ひますが、住民の方に説明するのに大体1割強ぐらい上がるというふうな説明になるんでしょうか。その辺りも一つお伺ひしたいと思ひます。

○議長（荒尾典男君） 住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） お答えいたします。

すいません、先ほどの質問に戻らせていただきますけども、限度額のほうですね、限度額が102万円から104万円に上がるものでございます。

そしてまた、住民に周知ということで、議員さんおっしゃいますとおり約1割程度上がる見込みであるというような説明になるかと思ひます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第21号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第22号 那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第16 議案第23号 那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第15、議案第22号那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び日程第16、議案第23号那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課副課長仲君。

○福祉課副課長（仲 紀彦君） 議案第22号及び議案第23号につきまして、内容が重複する箇所がございますので一括して御説明申し上げます。

まず、議案第22号那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次のページをお願いします。

那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

説明は別紙の関係資料により説明をさせていただきます。関係資料をお願いします。

1、改正の理由でございます。

児童福祉法により、家庭的保育事業等の設備及び運営は条例で基準を定めなければならないとされています。児童の安全確保に資するため、国の基準が一部改正されたことを受け、本町の条例を改正するもので、家庭的保育事業の運営において、現行、安全計画の策定に係る規定が存在していないため、新たに規定を加える等の改正を行うものでございます。

なお、現在本町に対象の家庭的保育事業等はございません。

2、改正内容でございます。

第7条の2は、安全計画の策定等を新たに明記してございます。

第1項で、事業者等は、利用乳幼児の安全確保を図るため、事業所等における設備の安全点検等の安全に関する計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければならないと規定してございます。

第2項から第4項までは、職員や保護者に対する計画の周知や、職員の訓練実施、並びに計画の見直し等について規定するものでございます。

次に、第10条中の設備及び職員の基準要件の改正でございます。

第10条では、事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて併設するときは、設備及び職員の一

部を当該他の施設に兼ねることができると規定しています。今回の改正では、その行う保育に支障がない場合に限り条件を付け加え、併せてただし書部分を削除するものでございます。

次に、第14条第2項中の必要な措置、内容の明確化でございます。

第14条第2項では、衛生管理費について規定しており、事業所等において、感染症や食中毒の発生及びまん延防止のため必要な措置を講ずるよう努めなければならないと設けて設定しています。今回の改正では、その必要な措置について具体的に明記するもので、職員に対し、発生予防及びまん延防止のための研修や訓練を実施すると定めるものでございます。

次に、附則といたしまして、施行日を令和5年4月1日としてございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第23号那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次のページをお願いします。

那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

説明はこちらも別紙の関係資料により説明させていただきます。関係資料のほうをお願いいたします。

1、改正の理由でございます。

児童福祉法により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営は、条例で基準を定めなければならないとされています。児童の安全確保に資するため、国の基準が一部改正されたことを受け本町の条例を改正するもので、放課後児童健全育成事業の運営において、現行、安全計画や業務継続計画の策定に係る規定が存在していないため、新たに規定を加える等の改正を行うものでございます。

2、改正内容でございます。

第6条の2、安全計画の策定等につきましては、議案第22号と同じ内容でございますので説明は割愛させていただきます。

次に、第12条の2は、業務継続計画の策定等を新たに明記してございます。

第1項では、事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援や早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定してございます。

第2項及び第3項では、職員に対する計画の周知や訓練実施並びに計画の見直し等について規定するものでございます。

次に、第13条第2項中の必要な措置、内容の明確につきましても、こちらも議案第22号と同じ内容ですので説明は割愛させていただきます。

次に、附則としまして、第1項では施行日を令和5年4月1日とし、第2項では、国の改正基準の経過措置と同様の経過措置を設けており、第6条の2、安全計画の策定等について施行後1年間努力義務とするものでございます。

説明は以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 議案第22号及び議案第23号について一括して質疑を行います。

1 番城本君。

○1 番（城本和男君） すいません、ちょっと分からないので教えていただきたいんですけども、家庭的保育事業というのは本町にはないということなんですけども、このちょっと保育と、よく分からないんですが託児所というのは、こういうのは対象にはならないのですか。そこら辺り確認させてください。

それと、23号のほうなんですけども、この放課後児童健全育成のこの事業というのは、これは学童を指しているんでしょうか。何かそういうのがちょっと説明がなかったものですからお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 福祉課副課長仲君。

○福祉課副課長（仲 紀彦君） お答えいたします。

託児所はこれに当たらないのかということでございます。今回の家庭的保育事業等でございますけども、こちらは認可保育所になります。認可外保育所とは、施設の広さとか設備など国が定める基準を満たさない、そういったものが認可外保育所になってきます。今回の家庭的保育事業等につきましては認可保育所になってきます。ですので、こういった条例、定めなければならないということになってきます。託児所につきましては、例えばですけども、棚にあるような託児所、そちらは認可外保育所で託児所の扱いになるのかなと思っております。

それと、議案第23号でございますけども、議員おっしゃいますように放課後等児童健全育成事業につきましては学童保育所の事業になります。説明不足で申し訳ございませんでした。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第22号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第22号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第23号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第23号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 議案第24号 那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第17、議案第24号那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 議案第24号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第24号朗読〕

次のページをお願いいたします。

今回の改正は、那智勝浦町手数料条例第2条に定められています手数料を徴収する事項及び金額につきまして、別表（第2条関係）のとおり、地籍調査成果資料の写しの交付とそれぞれの金額を追加し、別表備考中に記載のとおり改めるものでございます。

加える内容としましては、地籍調査事業により作成されました土地ごとの地積測量図一筆につき500円、測量の基準点データとなる図根点座標値一式につき500円、隣接する土地や周りとの位置関係が分かる地籍集成図一式につき500円、そしてその他としまして測量成果簿等の写し1枚につき200円でございます。

地方自治法第228条第1項に基づき、平成12年に制定された政令では、地籍調査に関する手数料を徴収する事項及び金額について定められてはございませんが、現在、県下ほとんどの自治体で地籍調査の成果に関する写しの交付の際には手数料の徴収を行っております。本町の場合、今までは公共事業関連の用地資料として官公庁からの提供依頼がほとんどでありましたので手数料徴収を行ってはございませんでしたが、宇久井地区から浦神地区まで調査地区が広がり、今後、民間の土地取引の際にも地籍調査の成果の提供依頼が増えてくるものと思われまので、今回条例を改正し、手数料を徴収するものでございます。

附則としまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

また、関係資料としまして新旧対照表を配付させていただいております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第24号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第25号 那智勝浦町都市公園条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第18、議案第25号那智勝浦町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 議案第25号について御説明いたします。

〔議案第25号朗読〕

次のページをお願いします。

このたびの改正は、本町の都市公園のうち、体育文化会館等の有料公園施設について使用料の金額を見直し、より利用しやすいものとするため、また有料公園施設の管理を教育委員会が行うに当たり必要となる一部改正を行うものでございます。

添付資料として、新旧対照表、有料公園施設管理規則（案）、A4横の有料公園施設使用料見直し案を添付してございます。添付資料も参照しながら御説明させていただきます。

新旧対照表を御覧ください。

第7条は、有料公園施設の定義などについて定めたものでございます。このうち、第2項、第3項を削り、第4項を、町長は有料公園施設の管理について那智勝浦町教育委員会に委任することができるに改めるものでございます。

第10条は、都市公園の使用料の額について定めたものでございます。このうち、有料公園施設の使用料について定めた第3項を、有料公園施設を使用しようとする者は、別に定める額の

使用料を納付しなければならないに改めるものでございます。有料公園施設使用料につきましては、新たに制定する規則にて定めてまいります。

添付資料として、那智勝浦町有料公園施設の管理に関する規則（案）を添付してまいります。なお、使用料の詳細金額につきましては後ほど御説明させていただきます。

第14条は、使用料等の徴収について定めたものでございます。有料公園施設の使用料徴収規定は別途規則で定めるため、本条例からは該当箇所である第10条第3項を削除するものでございます。

次の別表第2につきましては、有料公園施設の名称を定めたものでございます。このうち、木戸浦グラウンドの横にございますゲートボール場について、近年ゲートボール場としての利用もないことから多目的広場と名称を改めるものでございます。

すいません、次のページをお願いいたします。

次の別表第4から一番最後のページにございます別表第7までは、有料公園施設の使用料について定めたものでございます。使用料は教育委員会規則で定めるため、それぞれの表の削除を行うものでございます。

それでは、使用料の見直し案を御説明させていただきます。

恐れ入りますが、A4横の資料、有料公園施設使用料見直し案を御覧ください。

左側に現行の使用料、右側に改正案の使用料を記載しております。

①体育文化会館アリーナです。現行では、アマチュアスポーツの区分、集会その他催事の区分と2区分に分かれており、それぞれ入場料無料使用、入場料有料使用、それから営利目的外、営利目的の区分ごとに使用料を定めてございます。また、時間区分につきましても、8から12時、13から17時などのように一定の時間ごとに使用料を定めてございます。

改正案では、区分をシンプルに、非営利目的と営利目的の2区分とし、使用料も1時間単価として定めるものでございます。非営利目的1時間2,000円、営利目的1時間6,000円、半面使用の場合はそれぞれ半額でございます。

次に、②体育文化会館和室、研修室、大集会室、ホールです。

現行の使用料は左側に記載のとおりです。このうち、和室及び1階研修室につきましては、介護予防や子育て支援事業として福祉目的使用が予定されており、基本的には一般貸出しは行わない予定ですが、1階の第1研修室につきましては壁面にミラーを設置しており、介護予防事業がない空室のときなどは趣味の体操やダンスを行う部屋としてお使いいただくため、名称をエクササイズルームに改め、非営利目的使用に限り貸出しを行います。右側の改正案の一番下に記載の区分により、1区分ごとに使用料を500円としております。

また、ホールにつきましては、現行規定では記載のとおり使用料の規定がございましたが、実績としてホールの使用に使用料を頂くことはないため、改正案では削除をいたします。

研修室、大集会室につきましては、新たに非営利目的と営利目的の区分を設け、またアリーナと同様1時間単価の使用料といたしました。

それぞれの使用料、金額につきましては表に記載のとおりでございます。

次のページをお願いします。

③トレーニング室です。まず、名称をトレーニングルームに変更しました。使用料は1回200円に改めます。また、回数券につきましては6枚つづり1,000円としております。

④体育文化会館、冷暖房使用料です。左側に現行使用料を記載しております。冷暖房使用料につきましては、ホールに係る分は削除いたします。その他は現行からの変更はございません。

⑤木戸浦グラウンド・ゲートボール場です。ゲートボール場は多目的広場に名称が改められております。使用時間を6時から21時のところ、実情に合わせて7時から18時に改めております。また、有料となる場合を専用使用の場合と明記いたします。使用料につきましては1時間700円です。

次のページをお願いします。

⑥天満球場です。使用時間を6時から21時のところ、実情に合わせて7時から21時に合わせて改めております。使用料につきましては1時間700円、夜間照明は現行と同じ1時間2,440円です。

⑦天満テニスコートです。天満球場と同様、使用時間を7時から21時に改め、使用料を1時間1面300円に改めるものです。なお、夜間照明は現行と同じ550円でございます。

附則としまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

2番東君。

○2番（東 信介君） すごい利用しやすいように全体的に金額が下がって利用しやすいやろうなとちょっと思ってるんですけど、以前お聞きしたことあるんですけど、体文の冷暖房費の冷暖房使用料ですか。これ、これだけが現行どおりになってあるんですけど、以前アリーナを利用される方々で高齢な方で、平均年齢が60歳以上を超えてるんで少し何か減免とかの措置があればいいのになというお声を聞いたことがあるんですけど、その辺の検討はされなんだんかちょっとお聞きします。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 体育文化会館の冷暖房使用料についての減免の件についてでございますが、基本的な考え方といたしまして、冷暖房の使用料につきましては、細かい根拠というのは以前に設定された根拠になりまして、電気代の実費相当額というところで設定されてございます。それを今現在、電気料金の高騰もございまして、これを据え置くということで今回の使用料の設定をさせていただきました。その減免につきましては、今回この条例の中ではそれを検討はしてございません。実費相当額ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

1番城本君。

○1番（城本和男君） 今度教育委員会のほうで管理するようになりまして、町のこの施設料金が

10条の中で別に定めるということになって、この規則で定めてるんですけども、これは今まではその条例の中で別表で料金を定めてたんですけども、公表するという意味でこの条例に上げなくていいのかわかるかな、それをちょっとお伺いしたいと思います。教育委員会のほうで規則で定めるということなんですけども。

それと、思い切ったこれ改革で、本当に利用しやすくなって本当によいと思うんですけども、その料金が安くて、こんなに安くて大丈夫なのかというのちょっと気になります。適正なのかわかるかな。

それと、アリーナが大きく変わってるんですけども、これが安いということで、ここアリーナは大事な行事で使うことも多いんですけども、占用されることもないのかわかるかな、その辺りお伺いしたいと思います。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） お答えいたします。

まず、条例ではなくて規則でというところでの規定の使用料の定めているというところなんですけども、まず、規則のほうで定めた理由としましては、今回、この有料公園施設について教育委員会が管理するという事になったことによりまして、まず施設の使用許可申請書、これまでは町長宛てに出していただいていたものが、これが教育委員会宛てに変わってくるというところで、その様式等につきましても全て今回変更を加えてございます。それと併せまして、使用料の額につきましても、これまでは消費税等の税率の変更による改正は行われてきたところなんですけども、今後使用の実績に合わせて柔軟な対応をしたいということもございまして、もちろん使用料の額を変更する際には委員会等で御相談させていただくことになるかと思うんですけども、規則のほうで定めさせていただいた次第でございます。

それから、アリーナのほうが1つの団体に占有されないかということでございますけども、これはちょっと今後実際に運用してみないと見えてこないところもございまして、もしそういったことがございましたらなるべくそういった占有使用のないようにこちらからお声がけをして、皆さんで使っていただけるような体制を取れるようにしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 1番城本君。

○1番（城本和男君） 料金の設定が、アリーナが本当に安くなって使いやすくなって、本当にええと思うんですけども、ただ、これで適正なのかわかるかな、ちょっと安過ぎないのかなという気もするんですけども、その辺りちょっと気になります。

それと、規則なので私どもでもあまり言うことはできないんですけども、この料金表が別表みたいな形でまた設定されてますけども、これ消費税の扱いっていうのはもう何も書かなくていいんですかね。消費税の扱いが変わってきたのかわかるかな。普通でしたらこの条例のときなんかでしたら消費税をどうするというふうな書き方とか、料金表の中にも内税やとかですかね、そういう記載があると思うんですけども、その辺り扱いが変わってきたのかわかるかなお伺いいたします。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） お答えいたします。

まず、今回、使用料が安過ぎないかという御質問でございますけれども、近年、コロナの影響がございまして、使用がそれまでと比べましてかなり変則的な使用になってしまったということがございましたので、令和元年度の使用料に今回のこの改正を合わせて試算した結果、使用料としては約7割程度の見込みでございます。3割使用料の収入が減りますので、それはどうなのかということがございますけれども、その分利用がしやすいということもございますので、もっと利用していただけたらなというふうに事務局のほうでは考えております。

それから……

〔「消費税。消費税の扱い」と呼ぶ者あり〕

すいません、消費税の関係でございます。これまでは条例の記載の仕方として外税扱いということとさせていたいただいておりましたが、そうした場合にその使用料に端数が生じるということもございますので、事務上の手続の利便性も考慮した結果、今回使用料の設定としまして内税扱いということとさせていたいただいております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 今回の改正は私も一般質問に取り上げさせていただきまして、とても町民が喜んでいただける使いやすい場所になったとは思えます。ただ、教育旅行であそこを使うことも多いので、もちろん町民が予約を取りに行くときに、もう事前に分かってあって予約が入ってるから使えないという、アリーナを使えないというようなことにはなるとは思うんですが、もしそれを前後、予約が前後して、やっぱり教育旅行のほうを私自身はやっぱり町のためには取っていただきたいとは思いますが、そちらのほうの考えがどっちが優先ということはないと思うんですが、まず予約を先に取ったほうが優先であることは間違いのないと思うんですけども、その兼ね合いみたいなものは考えてられるかどうかお伺いします。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 施設の予約の順序ということでございます。

原則的には、やはり最初に予約していただいた方を優先するということが原則でございますけれども、定期的に御使用になられている方であれば、後から利用される方が例えばその1年に1回しか来られない方という、そういう頻度も考慮して、もし代わっていただけるんならばその方にはお声がけして、可能であれば代わっていただけませんかという、そういったお声がけはできるかと考えております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

9番加藤君。

○9番（加藤康高君） すいません、一点だけ。

この木戸浦グラウンドのゲートボール場が今度多目的広場になるということで、当初の町長の報告にもございましたけど、多分予算にも出てくるんだと思うんですけど、今回多目的広場になりまして、バスケットとかそういう方向に変わるということで、この使用時間なんですけども、一応当初は6時から21時まで、今回は7時から18時までとなってるんですけど、もし仮にバスケットとかそういうのになってくると、若い、高校生とかがもしかしたら夕方とか夜も使いたいよというようなことも出てくるとも思うんですね。そういう場合、ナイターまではいきませんが、今あそこを通ると街灯があつて道は明るいんですが、海側はちょっと暗いんですよ。予定になっているスケボーができるここはちょっと明るいんですけども、そういうのを反対側にもできれば、ちょっとの照明でももうちょっと利用頻度が広がってできると思う、そういうところは考えてないのか。ここで聞いていいのか、予算の通ってから聞くのか迷ったんですけど、そこら辺教えてください。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 木戸浦グラウンドの横に今回新しく整備される多目的広場でございます。この使用時間でございますが、改正前6時から21時でございました。そして、このたびの改正では、これまでの実績、使用実績を見て、夜間使用がこれまでなかったということがございましたので7時から18時としております。夜間使用がない理由につきましては、御指摘のとおり照明設備がないということもあろうかと思えます。ただ、夜間使用を認めた場合に騒音等による近隣住民の方などへの影響も考慮する必要があると考えておまして、どうしていくかは今後の使用実績を見ながら検討するべきかなというふうには思っております。ただ、多目的広場の完成後、実際に運用していく中で、そういった個人使用の方がおられるようなケースがありましたら、そういった実情に合わせて、例えば夏場の日が長いときなんかは1時間使用を延長するとか、そういった柔軟な運用は可能であるかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 9番加藤君。

○9番（加藤康高君） 今ね、答弁いただいたように、できる限り、目的は変わってくるので、多分すばらしい施設だと思うんですね。そういうところで若い子たちとかいろいろまた、みんなが集まって集いの場になると思いますんで、ぜひ臨機応変に今後対応していつてもらいたいと思います。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 供用開始後の実情を見まして、臨機応変な対応を行ってまいります。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第25号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

12時00分 休憩

13時29分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 議案第26号 那智勝浦町育英奨学金貸与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第19、議案第26号那智勝浦町育英奨学金貸与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 議案第26号について御説明いたします。

〔議案第26号朗読〕

まず、改正概要の御説明をさせていただきます。

A4、1枚物の資料、表題が令和5年度那智勝浦町育英奨学金についてとある記載のある資料をお願いします。

このたびの改正は、近年、新規申請者が低調である育英奨学金制度について、時代に合わせた制度となるよう奨学金の月額増加、入学準備金の新設等の改正による利用促進を図るとともに、学校卒業後も本町にお住まいいただき、地域産業の担い手となっていただける方を対象として奨学金償還額の一部免除を行うことにより本町への定住促進も併せて行うものでございます。

制度改正のポイントです。下の改正内容と併せて御説明いたします。

①大学入学時に必要となる入学金や引っ越し費用は大きな負担となることから、入学準備金を新設いたします。金額につきましては、下の改正内容に記載のとおり、大学入学時に48万円でございます。

②物価上昇などに対応して貸与月額を増額いたします。下の表を御覧ください。高校生、現

行月額2万円を3万円に増額、大学生等は現行月額3万円を5万円に増額、ただし入学準備金を借り入れられた方は月額4万円とし、4年間の総借入額は入学準備金を借入れされる方もそうでない方もどちらも240万円とするものです。

制度改正のポイントの3です。地域産業の担い手となる若者の人材確保及び定住促進のために償還金一部免除制度を新設します。内容は下に記載のとおり、町内居住と就業を条件として償還金額の半額を免除するものでございます。

説明は以上でございます。

議案の添付資料といたしましては、ほかに新旧対照表、育英奨学金貸与に関する規則案を添付してございます。

新旧対照表により御説明させていただきます。新旧対照表を御覧ください。

第2条は、奨学生の資格について定めてございます。より申請しやすい制度とするため、第1号中、「3年以上」を削ります。第2号の改正は、学校教育法の改正により、参照する条番号等が変更となったため改めるものと、もう一つは、「在学中の者」を「在学中の者又は入学予定の者」に改めるものでございます。入学予定の者を追加した理由は、育英奨学生の募集時期を早くし、入学前の早期に育英奨学生の決定を行うことにより計画的に奨学金を活用いただくためでございます。

第4条は、育英奨学金の額を定めてございます。先ほど概要説明で御説明申し上げたとおり増額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第6条は、第2項の条文中の文言の整理で、改正前の条文中、「疾病、死亡、その他」を削除するものでございます。

第7条は、奨学金償還の免除について定めたものでございます。改正前の第7条を全改正しております。免除理由として、第1号は貸与を受けた者の死亡、精神もしくは身体の障害による労働能力の喪失等を、第2号では重大な災禍、その他特別の理由を、第3号では貸与を受けた者が町内に居住し、就業が認められるときをそれぞれ規定しております。

恐れ入りますが、那智勝浦町育英奨学金貸与に関する規則（案）を御覧ください。

3ページをお願いいたします。

第9条です。奨学金償還の免除に関して必要な規定を定めてございます。免除額としましては、条例第7条第1号、第2号の事由によるものにつきましては、当該事由の生じた日以後に生じた償還額全額を免除、また第7条第3号の事由による免除額は、1年ごとに2分の1を免除することを定めてございます。

また、第3号の事由による免除に係る住所に関する要件なども併せて定めてございます。

度々申し訳ございません、議案にお戻りください。

附則としまして、この条例は令和5年4月1日から施行し、この条例による改正後の那智勝浦町育英奨学金貸与に関する条例第7条の規定は令和5年4月以降の償還分から適用し、令和5年3月以前の償還分についてはなお従前の例によるものでございます。

これにつきましては、既に奨学金の償還が始まっている方につきましても、令和4年4月以降に生じる償還金につきましては住所要件等による減免の適用を受けることができることを定めたものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番中岩君。

○10番（中岩和子君） ちょっとお尋ねをさせていただきます。

これは、所得制限はどのようになっているのでしょうか。奨学金を受けられる方の御家庭の所得制限がどういうふうになっているのか。

それから、この償還期間ですね。この奨学金の償還期間はたしか4年やったかな、何かあれなんですけど、何年だったのでしょうか。それちょっとお伺いします。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） お答えいたします。

まず、所得制限ということでございます。これにつきましては、内規がございまして、那智勝浦町育英奨学生の選考基準というものがございます。その中におきまして、世帯を構成する人員の人数に応じてそれぞれ所得制限が設けられております。

まず、世帯人員が1名の場合208万円、2名の場合291万円、3名の場合360万円、4名の場合423万円、5名の場合484万円、6名の場合552万円、7名の場合636万円、8名の場合704万円というふうに定めてございます。

それともう一点、償還期間ということでございますが、償還期間につきましては貸与額の月額額の2分の1の額を月々償還いただくことになってございます。でありますので、高校生の場合は卒業後に6年間、大学生の場合には8年間ということになります。ただ、6年制の大学の場合は半分ですと12年間ということになりますが、最大の償還期間は120か月ということで決まっておりますので10年が最高の償還期間となります。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 10番中岩君。

○10番（中岩和子君） その所得のほうでございますけど、今いろんなところの奨学金は所得制限があつたりしてなかなかそれに、何か中途半端に所得があるとなかなかこの奨学金が受けられないようなところもありますんでね、せめて本町だけでもその所得制限を撤廃するというわけにはいかないんでしょうかね。本当にこの田舎から大学へ行って、行くのに本当に大変なんです。授業料だけじゃなくて生活費も送らんなん、ましてや1人じゃなくて2人も行くようになってきたら本当に大変な状況なので、所得制限を撤廃していただくというわけにはいかないかと思います。

償還期間についても、これ高校生やったら6年、6年というたら24ぐらいですかね。本当にまだ収入も少ない中で返さんなん、そういうふうなことがありますんでね、その償還期間を少

し延ばすとか、そういうふうな考え方はございますでしょうか。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） お答えいたします。

まず、所得制限でございますが、まずこの育英奨学金の貸与に関する条例、この条例の目的を定めております第1条の中におきまして、経済的理由によって学資の支弁が困難と認められる者に対して奨学金を貸与するというふうに定めがございます。ということもございますので、所得制限を撤廃するということになりますと、まずこの条例の目的からして根本的な部分からの見直しが必要になってこようかと思っておりますので、その部分に関しましては今後慎重な検討が必要かなというふうに思います。

それともう一点、貸与の期間の延長ということでございますが、規則の中でそういう決まりがございますけれども、実情に、その方の状況を見て最大で10年という償還期間がございますので、それは相談に応じて延ばすことはできようかと考えられます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 10番中岩君。

○10番（中岩和子君） 償還期間はね、そういうふうにしていろいろその人の状況に応じて対応していただけるのであればありがたいことやと思います。今回、この地元へ帰ってきたら返さなくてもええというようなのが出てきましたのでね、また違う状況が、今までと違っておりますんで、そういうことを利用していただける方もおいでだと思いますけど、なかなかこちらのほうで働く場所が非常に厳しい中でありましてね、帰ってきたくても帰ってこれないという方もおいでだと思うんで、やっぱりこの償還しなくてはならないという方も大勢おいでだと思います。それは期間が延びたということで少しは、延びたというよりか対応していただけるということでよろしいんじゃないかと思っておりますけど、ただ、今現実に今の子どもさん、皆さん大学へおいでるんですよ。御家庭でも年子の家庭とか、2つ違いやったら2人とも大学へ行かんなん、そういうふうな状況、やっぱり2人行かそうと思ったら大変な経済力がなかったら行けやんのです。だけど、そういうふうな方がその奨学金が受けられない。本当は所得はあっても生活が大変というのが現状やないかと思っておりますんでね、せめて町のこの施策であるこの奨学金だけでも何かそういうふうな対応をしていただけないかと思って提案させていただいているんですけど、その点もまた、それこそ基から目的を変えやんなんということがございますけどね、そういうふうなことも時代の流れの中で考えていただいて対応していただきたいと思っておりますんで、よろしくお願ひしたいと思っておりますね。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 所得制限の件につきましては、撤廃ということはかなり慎重な検討が必要かというふうに考えておりますけれども、その金額につきましては今後、先ほど申し上げさせていただいた額から少し緩和してということは検討の余地はあろうかと思っておりますので、その点についてはまた検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第26号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第27号 那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第20、議案第27号那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 議案第27号について御説明申し上げます。

〔議案第27号朗読〕

今回の改正であります、新型コロナウイルス感染症受入れ体制強化手当の適用期間の延長及び医療技術員に支給する夜間休日待機手当を新設するものでございます。

別添の関係資料にて説明させていただきますので、新旧対照表を御覧ください。

枠内の右側、改正前では、附則第6項に規定する新型コロナウイルス感染症受入れ体制強化手当の適用期間を令和5年3月31日までとしておりますが、新型コロナウイルス感染症を本年5月8日に季節性インフルエンザと同じ第5類に移行するとの方針が示されましたので、改正後のとおり手当の適用期間を延長し、5類以降前日に当たる5月7日までとするものでございます。

続きまして、左側、改正後の下段、別表（第2条関係）を御覧ください。

新たに夜間休日待機手当を新設するものでございます。当院の救急体制につきましては、医師、看護師は当直制としておりますが、放射線技師、検査技師については、時間外は自宅で待機し、救急患者等に撮影や検査の必要があれば電話で呼び出す体制としております。少ない人

数での当番制であり、休日や深夜など、いつでも連絡を受けられるようにしなければならず、精神的、身体的負担も大きいため、また近隣病院では既に手当を導入しておりますので、特殊勤務手当として新設するものです。

表にありますように、休日に待機を命ぜられた放射線技師、検査技師に1日4,000円を、平日の勤務時間外に待機を命じられた各技師に1日2,000円を支給するものであります。

説明は以上であります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第27号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第21 議案第28号 令和4年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号）

○議長（荒尾典男君） 日程第21、議案第28号令和4年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事・総務課長（塩崎圭祐君） 議案第28号令和4年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億7,311万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億6,043万9,000円とするものでございます。

第2条は繰越明許費の規定となっております。

第3条は債務負担行為、第4条では地方債の補正をお願いしてございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款11地方交付税から3ページの款22町債まで、歳入合計で補正前の額106億3,354万9,000円

から、補正額で2億7,311万円を減額し、計で103億6,043万9,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2の総務費から5ページの款12諸支出金まで、歳出合計は、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

歳出予算の経費のうち、予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出が終わらない見込みであるものについて、予算の定めるところにより翌年度に繰越しをお願いするものでございます。

款3民生費の紀南学園分担金から款8消防費の防災行政無線勝浦6区子局移設事業まで、7件の事業で合計金額1億1,101万5,000円を翌年度に繰り越し、令和5年度において実施するものでございます。

7ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正でございます。

新クリーンセンター建設・運営事業について、その限度額について74億8,170万円から78億4,300万円に改めるものでございます。

8ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正でございます。

起債の目的欄、過疎対策事業について、補正前の限度額13億2,430万円から1,100万円を減額し、補正後の限度額を13億1,330万円とし、このことにより地方債合計を14億8,390万1,000円から14億7,290万1,000円とするものでございます。

9ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と次の10ページの歳出について、それぞれ2億7,311万円の減額をお願いしてございます。

10ページの歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金3億6,334万9,000円の減額、地方債1,100万円の減額、その他7,368万6,000円の増額、一般財源は2,755万3,000円の増額となっております。

11ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

こちらからは総務課の関係について御説明申し上げます。

款11地方交付税、目1地方交付税、補正額は3億7,670万2,000円の追加で、計で38億3,153万9,000円とするものでございます。

13ページをお願いいたします。

失礼しました、12ページでございます。

款15国支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節6新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金909万1,000円につきましては、後ほど福祉課より説明いたします子育て世帯応援給付金給付事業の財源とするものでございます。

14ページをお願いいたします。

下の段でございます。款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては8,000万円、目2減債基金繰入金につきましては3億5,000万円をそれぞれ戻入れしてございます。

15ページをお願いいたします。

款20繰越金、目1繰越金につきましては、令和3年度からの繰越金1億9,201万1,000円を計上いたしてございます。

1つ飛びまして、款22町歳でございます。

目3衛生費で1,100万円の減額補正をお願いしてございます。説明欄記載の新クリーンセンター整備事業において減額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

23ページをお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、目5災害対策費につきましては、375万4,000円の増額をお願いしてございます。節10需用費179万4,000円の増額につきましては、簡易無線機のバッテリー交換費用44万6,000円と、修繕料につきましては、防災行政無線子局に落雷被害が発生したため修繕を行うものでございます。節14工事請負費350万円の増額につきましては、防災行政無線の勝浦6区子局の土地所有者の移転に伴い支障が生じたことから、その移設工事費をお願いするものでございます。令和5年度への繰越しを予定してございます。節17備品購入費154万円の減額につきましては、当初予定しておりましたデジタル対応据置型無線機の配備につきまして、令和5年度において宝くじコミュニティ助成事業を活用して行う予定となったため減額するものでございます。

26ページからは補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。説明のほうは割愛させていただきます。

総務課の関係は以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 住民課の関係について御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節6保険基盤安定負担金の76万5,000円につきましては、決算見込みによる増額でございます。

12ページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節1循環型社会形成推進交付金の3億5,170万6,000円の減額につきましては、新クリーンセンター建設に係るものでございます。当初予算

につきましては、交付対象事業に前払い金に対する交付金も計上してはありますが、実際の出来高に対してのみの交付となったため、減額するものでございます。なお、減額された交付金につきましては、翌年度以降の出来高に応じて交付されることとなっております。

13ページをお願いいたします。

款16県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節6保険基盤安定負担金の260万8,000円につきましても決算見込みによる増額でございます。

17ページをお願いいたします。

〔「休憩して」「休憩」「休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 消防長湯川君、今のサイレンは……。

○消防長（湯川辰也君） 確認してきます。そして報告させていただきます。

○議長（荒尾典男君） 暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時00分 休憩

14時01分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 先ほどのサイレンについて報告させていただきます。太田下和田地区で大宮橋を渡ったすぐ左に神社があるのですがその奥側の竹藪が燃えているということで、かなりの火勢があるということでサイレンの吹鳴をさせていただきました。報告は以上です。

○議長（荒尾典男君） よろしいでしょうか。それでは住民課長、続きをお願いします。

○住民課長（在仲靖二君） 引き続き、17ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節27繰出金の449万7,000円の増額につきましては、説明欄記載の繰出金で、保険基盤安定負担金の決算見込みによる補正でございます。

19ページをお願いいたします。

款4衛生費、項2清掃費、目2新クリーンセンター整備事業費の3億6,130万円の減額につきましては決算見込みによる減額で、工事請負額47億6,850万円の約24%の前払い金11億5,700万円となる見込みでございます。なお、減額分につきましては、第3表、債務負担行為の翌年度以降分に戻してございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 福祉課副課長仲君。

○福祉課副課長（仲 紀彦君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

11ページをお願いします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金、節1新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金608万円の減額は、集団接種に要する人件費等に対する補助金で、事業費の確定による現年度分の減額と過年度分の追加交付を受け入れるものでございます。

12ページをお願いします。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節7子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金240万円の減額は、住民税非課税世帯等に対する1世帯当たり10万円の給付金で、事業費の確定による減額でございます。

目3衛生費国庫補助金、節3新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金200万円の減額は、集団接種会場の設備費用等に対する補助金で、事業費の確定による減額でございます。

15ページをお願いします。

中段の款21諸収入、項5雑入、目1雑入、説明欄記載の地域介護・福祉空間整備費等交付金返還金631万6,000円は、社会福祉法人紀友会より受け入れるもので、国庫補助金返納金の財源となるものでございます。詳しくは歳出で説明いたします。

17ページをお願いします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、節22償還金、利子及び割引料、説明欄記載の国庫支出金返納金631万6,000円は、地域介護・福祉空間整備費等交付金の国への返還金でございます。別添資料にて説明をさせていただきます。

福祉課関係資料の1ページをお願いします。

概要でございます。社会福祉法人紀友会が平成18年度に地域介護・福祉空間整備費等交付金の交付を受け取得した認知症対応型デイサービスセンターについて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に定められた処分制限期間以前に事業廃止としたため、返納金が発生いたしました。なお、返納金は法人より町に納付され、町の歳出予算から国へ返納となります。

施設名は日好荘デイサービスセンター、開設日は平成19年3月1日、交付金受入額は1,000万円、そのうち返還額は631万5,789円、処分制限期間は38年で、そのうち事業実施期間は14年でございます。

経緯でございます。令和3年6月に人員配置が困難なため半年間の休止届が提出され、令和3年8月1日から休止となっております。令和4年1月には再度半年間の休止届が提出されています。さらに、令和4年8月に同理由により廃止届が提出され、その後令和5年2月に財産処分承認申請書が提出されてございます。

説明でございます。法人は、人員不足から休止届を提出後、事業再開に向け職員確保に努めておりましたが、職員確保に至らず廃止届が提出されました。その後、当該施設の譲渡先または貸手先を探す意思も示しており、令和5年1月末を期限といたしまして検討いただきましたが、譲渡等に至らず、財産処分承認申請書が提出されました。なお、国の期限内、令和5年1

月末までに福祉関係事業者へ無償譲渡または無償貸付けする場合は返納金が生じないこととなっております。

予算書17ページにお戻りください。

続きまして、目7障害者福祉費、節22償還金、利子及び割引料1,438万5,000円は、障害者自立支援給付費負担金及び障害児通所給付費負担金等の額の確定による返納金でございます。

目11住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費、節18負担金、補助及び交付金240万円の減額は、住民税非課税世帯等に対する1世帯当たり10万円の給付金で、326世帯に給付いたしました事業費の確定により減額するものでございます。

18ページをお願いします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費6,384万1,000円の補正は、子育て世帯応援給付金事業でございます。

別添の福祉課関係資料2ページをお願いします。

那智勝浦町では、新型コロナウイルス感染症や、物価高騰の影響を受けた特に支出が大きい子育て世帯の経済支援といたしまして、18歳以下の児童や大学等に通う那智勝浦町出身の学生を養育する子育て世帯に対しまして給付金を支給いたします。

支給対象者は、令和5年3月1日現在時点で18歳以下の児童や、大学等に在学する学生の生計を維持する保護者でございます。給付額は1人につき3万円を給付いたします。対象者は2,100名を見込み、受付期間ですけれども、令和5年4月3日から6月30日までとしてございます。

なお、財源といたしましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして実施したほかの事業、他の事業の減額分を充当いたします。また、予算では全額繰越しをさせていただきまして、翌年度早い段階で執行させていただきたいと考えております。

それでは、予算書18ページにお戻りください。

目2児童措置費、節22償還金、利子及び割引料206万7,000円は、地域子ども・子育て支援事業費補助金及び子どものための教育・保育給付費負担金の額の確定による返納金でございます。

次のページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3新型コロナウイルスワクチン接種事業費576万3,000円の減額でございます。集団接種につきましては1月21日に終了し、その後は個別接種を実施してございます。節7報償費600万円から節13使用料及び賃借料300万円までの減額は、集団接種費用の額の確定による減額でございます。節22償還金、利子及び割引料523万7,000円は、令和3年度の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の額の確定による返納金でございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長西君。

○農林水産課長（西 眞宏君） 農林水産課の関係について御説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款16県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節3野菜花き産地総合支援事業費補助金、補正額120万3,000円の減額につきましては、事業費の確定によるものでございます。節9農作物鳥獣害防止総合対策事業費補助金、補正額403万円の減額につきましては、有害鳥獣捕獲数の実績見込みによるものでございます。

15ページをお願いいたします。

款21諸収入、項5雑入、目1雑入、説明欄記載2行目、水産鮮度保持施設等維持協力金884万円につきましては、那智勝浦冷蔵株式会社より受け入れるもので、冷蔵株式会社の収支見込みの純利益のうち町の出資割合を基に算出してございます。

20ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金、補助及び交付金、野菜花き産地総合支援事業、補正額240万6,000円の減額につきましては、イチゴ生産組合より当初の事業計画の見直しの相談があり、事業縮小したため減額させていただいてございます。その下、エネルギー価格高騰対策支援金、補正額180万円の減額につきましては、支援金の額の確定による減額でございます。実績といたしまして、農業の交付対象者18件、270万円の支援額でございます。

項2林業費、目2林業振興費、節7報償費、補正額400万5,000円の減額につきましては、捕獲見込みにより報償費を減額させていただいてございます。捕獲数の見込みといたしまして、イノシシについては豚熱の影響による捕獲数25頭で145頭の減で、鹿につきましては捕獲数749頭で1頭の減、猿につきましては捕獲数39頭で56頭の減、全体で捕獲数855頭で、200頭減の捕獲数を見込んでございます。節18負担金、補助及び交付金、エネルギー価格高騰対策支援金20万円の減額につきましては、支援金の額の確定による減額でございます。実績といたしまして、林業の交付対象者4件、65万円の支援額でございます。

21ページをお願いいたします。

項3水産業費、目2水産振興費、節18負担金、補助及び交付金、説明欄記載の水産振興会補助金180万円の減額につきましては、いせえび祭り中止に伴う減額でございます。その下、エネルギー価格高騰対策支援金5万円の減額につきましては、支援金の額の確定による減額でございます。実績といたしまして、漁業の交付対象者36件、535万円の支援額でございます。

以上が農林水産課の関係でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） それでは、観光企画課の関係につきまして御説明申し上げます。

12ページをお願いします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節2空き家対策総合支援事業補

助金550万円の減額のうち、備考欄記載の移住定住促進住宅整備事業500万円の減額及び次の13ページ、款16県支出金、項2県補助金、目1総務費補助金、節5古民家住宅整備事業補助金200万円の減額につきましては、移住定住促進住宅として2軒の住宅を選定し、耐震診断を実施し改修を計画いたしました。が、予算を大幅に超えるほど高額な耐震改修を要することが判明しましたため、今回の事業の中止を判断したことによる減額でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

款18寄附金、項1寄附金、目2総務費寄附金、節2まちづくり応援基金寄附金6,737万円の増額につきましては、ふるさと納税の現在の寄附状況を勘案し6,000万円増額するほか、今年度新たに3件、737万円の企業版ふるさと納税を受領したことによるものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費3,783万5,000円の補正をお願いしてございます。節10需用費、補正額1,800万円につきましては、ふるさと納税寄附額の増に伴う返礼品代で、寄附額の30%を見込んでございます。次に、節11役務費、補正額1,785万6,000円につきましても寄附増額に伴うものが主なものでございまして、備考欄記載の通信運搬費840万円につきましても、ふるさと納税サイトの利用料、クレジットカードや電子マネーの決済手数料、中間管理事業者の管理手数料などでございます。節12委託料161万8,000円、節14工事請負費725万6,000円の減額につきましては、いずれも移住定住促進住宅整備事業として2軒の空き家を選定し、耐震診断の上、住宅改修を行う予定でございましたが、診断の結果、大幅に予算を超える耐震改修費用を要することが判明したため、当該住宅改修を断念し、耐震診断に要した業務委託費用を除き皆減したことによるものでございます。続きまして、節18負担金、補助及び交付金1,085万3,000円につきましては、熊野御坊南海バス株式会社が運行してございます新宮勝浦線で生じた令和3年10月から令和4年9月にかけての損失分につきまして、本町と新宮市で距離案分の上、協調補助を行う路線バス運行維持費補助金でございます。協調補助を行うに当たり、勝浦駅方面から新宮市立医療センターに行く便が増便されたことや、関連して町営バス宇久井線、こちらと勝浦線の見直しを進め、利便性向上を図ってきたところでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

款6商工費、項1商工費、目2商工振興費、節18負担金、補助及び交付金3,670万円の減額でございますが、9月の第3回定例会で補正予算を御可決いただき実施してまいりました中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金の実績見込みにより減額するものでございます。なお、実績としましては152件、2,250万円でございます。

次に、25ページをお願いいたします。

款12諸支出金、項2基金費、目5那智の滝源流水資源保全事業基金費、節24積立金、補正額480万円と、目6まちづくり応援基金費、節24積立金、補正額1,920万円につきましては、ふるさと納税寄附額の増額によるそれぞれの基金への積立金の増額でございます。事業費見込みを

除いた残額を積み立てるものとしております。

次に、企業版ふるさと納税に関する予算への充当について御説明いたします。

歳入で御説明申し上げました企業版ふるさと納税の737万円につきましては、当該年度中に活用することが前提となっておりますので、御寄附をいただきました企業の意向に沿うように寄附金を充当させていただいております。充当先につきましては、16ページ、款2総務費、項1総務管理費、目7企画費に200万円、次に21ページ、款6商工費、項1商工費、目1商工総務費に390万円、続けて目2商工振興費に110万円、続いて23ページ、款8消防費、項1消防費、目5災害対策費に37万円、合計737万円を充当してございます。

観光企画課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

12ページ最下段をお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節2空き家対策総合支援事業補助金550万円減額のうち、建設課分としまして、説明欄記載、不良空家等除却事業、減額50万円は、除却件数確定に伴う補助金の減でございます。節3道路メンテナンス事業費補助金89万4,000円の減額につきましては、説明欄記載事業の額の確定によるものでございます。

22ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款7土木費、項1土木管理費、目2大谷地区残土処理場整備事業費、節10需用費68万3,000円の増額をお願いするものでございます。年度途中から国の直轄砂防事業による残土搬入量の大幅増加に伴い、残土処理場の運営日数を週3日から5日に変更して整地作業を行っているところではございますが、作業で使用しております大型油圧ショベルの作業量増加と軽油価格高騰によりまして、当初計上していましたが燃料費に不足が生じたためでございます。

続きまして、項2道路橋梁費、目1道路維持費、節10需用費35万3,000円は、今年度電気料金の値上げによりまして、町内全域の建設課管理街路灯の毎月の電気代が増加し、光熱水費が不足となりましたので増額をお願いするものでございます。

続きまして、項5都市計画費、目1都市計画総務費、節12委託料268万円の減額につきましては、説明欄記載業務委託の入札による差額分でございます。

23ページ上段をお願いいたします。

項6住宅費、目1住宅管理費、節18負担金、補助及び交付金100万円の減額でございます。毎年、不良空家の除却に対する個人への補助として、上限50万円、10件分で500万円の予算をいただいておりますが、今年度11月末まで募集を行いましたところ、相談件数10件に対し交付申請件数が8件でございましたので、50万円の2件分の減額をお願い申し上げます。

建設課の関係については以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 消防本部の関係について御説明申し上げます。

23ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8消防費、項1消防費、目1常備消防費、節3職員手当等、説明欄記載の超勤手当、救急出動手当、防疫等作業手当につきましては、令和4年度那智勝浦町一般会計補正予算（第4号）で増額補正させていただきましたが、予想を上回る救急件数の増加や、それに伴う補充勤務の増加、さらに新型コロナウイルス感染症第8波の影響により、再度増額をお願いするものでございます。

消防関係の説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 教育委員会の関係について御説明申し上げます。

24ページをお願いします。

歳出です。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、補正額280万円と、項3中学校費、目1学校管理費、補正額200万円の増額につきましては、各小・中学校で使用する電気料金単価の高騰により、予算額が不足するため補正をお願いするものでございます。

次に、項2小学校費、目2教育振興費、補正額1,050万円の減額及び項3中学校費、目3給食管理費、補正額550万円の減額につきましては、昨年の第2回定例会におきまして、給食材料費が高騰している状況から保護者に対して追加の給食費負担が生じることのないよう、小学校費におきましては補助金として、中学校費におきましては材料費として補正予算をいただいたものでございますが、実績見込みにより減額するものでございます。

教育委員会の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番引地君。

○7番（引地稔治君） 1件だけ。

この移住定住促進住宅整備事業というのは、今後どうなされるのかな。ほんで、大幅に予算が要るようなこと言いやったけど、どれぐらい足らなんだ。

○議長（荒尾典男君） ページ言うて、ページ言うて。

○7番（引地稔治君） ページ。12ページ。

○議長（荒尾典男君） 12ページ。

○7番（引地稔治君） 歳入の。

○議長（荒尾典男君） 歳入、12ページ。

○7番（引地稔治君） 歳出で言ったら16ページ。

○議長（荒尾典男君） 16ページか。

観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） お答えをいたします。

本年度、2つの空き家について整備予定でしたが、所有者の御承諾をいただきまして手続を進めていく中ですね、様々な抵当権の問題だとか相続の登記の問題とかいろいろありまして、そこらをクリアしていきました。その後、改修を行う大前提としまして耐震診断を行いまして、その中で、倒壊しないであろう0.7、ダメージを受けてでも脱出できる時間は稼げるであろう0.7という、ちょっと当初想定していたよりも低い上限、目標設定を行って、それでも、なおかつ1件につき600万円程度の改修費用が生じてくると。それってというのが本来想定していた内部造作の改修に対する予算を除いた耐震診断部分だけでそれだけかかってくるというような状況になってきまして、当初達成しようとしていた内部の、新たに入居される方にとってある程度快適になるような内部の造作のやり替えまで、改修まで至らないということがその時点で明らかになりましたので、断念する運びとなったという次第でございます。

以上でございます。

〔「今後」と呼ぶ者あり〕

今後ですね、はい。ちょっとお待ちくださいね。

今後につきましてですが、同様の手法で、同じような形で町が取得して貸し出すという形で事業の実施についてはなかなか条件設定が厳しいのかなと考えてございます。というのも、耐震診断を行って、はっきり申し上げますと、蓋を開けてみるまでどの辺りの改修費用が発生するのかというのがなかなか読みにくいということが今回2件を行ってはっきりしてきたところでございます。もしこれを条件設定するとすればですね、何らか、耐震基準が新たになったような年代でもって線を引くなり、そうしたような検討を十分行った上でないと、また同じような事態を生じる可能性が高いなというふうに考えてございまして、今後につきましては、今回用いたような形での住宅改修の支援ではなくて、御本人様たちが改修されることについて、町が行うのではなくて、御本人たちの改修について支援していくというふうな在り方を考えてまいりたい、そのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第28号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開14時50分。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時33分 休憩

14時49分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 先ほど13時52分に確知いたしました下和田地区のその他火災について御報告させていただきます。

市屋地区から大宮橋を渡ってすぐの左側でございます、諏訪神社の裏手の竹やぶから出火ということでございます。現在、休耕田等を燃やししながら県道の方向へ向いて延焼中とのことです。なお、この火災による住宅への被害等はまだ報告は受けてございません。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第29号 令和4年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）

○議長（荒尾典男君） 日程第22、議案第29号令和4年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 議案第29号について御説明いたします。

議案第29号令和4年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,287万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億9,801万4,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

款1国民健康保険税から款8諸収入までの補正で、歳入合計、補正前の額24億3,089万2,000円から補正額3,287万8,000円を減額し、計23億9,801万4,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2保険給付費と款7諸支出金の補正で、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、4ページの歳入合計と5ページの歳出合計は同額でございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税の1,951万1,000円の減額につきましては、所得の減少による調定額の減で、決算見込みにより減額してございます。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節1普通交付金の3,350万円の減額につきましては、保険給付費の決算見込みによる減額でございます。

7ページをお願いいたします。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金の449万7,000円につきましては、節1保険基盤安定繰入金と節2未就学児均等割保険料繰入金の決算見込みによるものでございます。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金の1,336万4,000円につきましては前年度繰越金でございます。

8ページをお願いいたします。

款8諸収入、項3雑入、目1雑入の227万2,000円のうち、説明欄上段につきましては過年度分の診療費の精算に係る返還金で、2行目につきましては、昨年度の実績による精算によるものでございます。

9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費の3,350万円の減額につきましては、決算見込みによる減額で、被保険者数の減少により減額の見込みとなったものでございます。

項4葬祭諸費、目1葬祭費の60万円の増額につきましては、3月末までの見込みにより20人分の補正をお願いするものでございます。

款7諸支出金、項2諸費、目1国県支出金返納金の2万2,000円につきましては、過年度分の前期高齢者交付金の精算に係る返還金でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第29号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第30号 令和4年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算  
(第1号)

○議長（荒尾典男君） 日程第23、議案第30号令和4年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 議案第30号について御説明申し上げます。

令和4年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ400万7,000円とするものでございます。

今回の補正は、決算見込額による歳入歳出予算額の調整と剰余金見込額を奨学金へ積み立てるものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款3繰入金から款5諸収入の補正により、歳入合計、補正前の額402万8,000円、補正額2万1,000円の減額、計400万7,000円でございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費と款2奨学金貸与事業費の補正により、歳出合計額は歳入合計額と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、4ページの歳入、5ページの歳出それぞれ補正額は2万1,000円の減額でございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款3繰入金、項1基金繰入金、目1奨学基金繰入金、補正額56万2,000円の減額は、貸付金が予定より少なかったことにより、基金から繰入れが必要でなくなったことによるものです。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金、補正額63万7,000円は、前年度繰越金です。

款5諸収入、項1貸与金元金収入、目1奨学資金貸与金元金収入、補正額9万6,000円の減額は実績によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額309万9,000円は、奨学基金に積立てを行うものです。

款2奨学金貸与事業費、項1奨学金貸与事業費、目1奨学金貸与事業費、補正額312万円の減額は、貸付実績による減額でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第30号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第31号 令和4年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算 (第1号)

○議長（荒尾典男君） 日程第24、議案第31号令和4年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長西君。

○農林水産課長（西 眞宏君） 議案第31号令和4年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会

計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,030万5,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

歳入合計の補正前の額1,865万5,000円に補正額165万円を追加し、2,030万5,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出合計は、補正前の額、補正額、計の額とも歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、4ページの歳入、5ページの歳出、それぞれ補正前の額1,865万5,000円、補正額165万円、計2,030万5,000円でございます。補正額の財源内訳は、一般財源165万円となっております。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款3繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金、補正額165万円につきましては、前年度繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節14工事請負費、補正額606万円の減額につきましては、ポンプ設備改修工事のうち、送水ポンプとポンプセンサーの改修を予定しておりましたが、部品等の交換により対応できたため減額させていただいております。節24積立金771万円の増額につきましては、前年度繰越金と工事請負費の減額分を積立てするものでございます。

説明は以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第31号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第25 議案第32号 令和4年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（荒尾典男君） 日程第25、議案第32号令和4年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 議案第32号令和4年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして御説明させていただきます。

第1条、令和4年度那智勝浦町水道事業会計の補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第2条、令和4年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する

支出でございます。

第1款水道事業費用、既決予定額5億1,531万円に補正予定額608万円を増額し、計5億2,139万円とするものでございます。

第1項営業費用、既決予定額4億6,013万8,000円に補正予定額608万円を増額し、計4億6,621万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

予算に関する説明書、実施計画でございます。

内容につきましては、1ページの説明と重複いたしますので説明は省略させていただきます。

3ページをお願いします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費、補正予定額608万円におきましては、施設関係の電気代につきまして増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第32号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第33号 勝浦漁港にぎわい市場の指定管理者の指定について

○議長（荒尾典男君） 日程第26、議案第33号勝浦漁港にぎわい市場の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長西君。

○農林水産課長（西 眞宏君） 議案第33号について御説明申し上げます。

〔議案第33号朗読〕

今回、勝浦漁港にぎわい市場につきましては、令和5年3月31日をもって指定の期間が満了いたしますので、令和5年1月13日から令和5年2月10日の間、町ホームページ掲載と地元紙において指定管理者の募集をかけさせていただきました。その結果、1社の募集があり、令和5年2月17日に町4名、外部2名の計6名で選定審査会を開き、提示された計画書等の書類審査及びヒアリングを行った上で審議いたしました結果、議案のとおりお願いするものでございます。なお、今回の指定管理者につきましては、現在、勝浦漁港にぎわい市場の指定管理者となっている方でございます。

勝浦漁港にぎわい市場の管理運営等の業務は、コロナ禍ではあったものの、感染症対策や食品等衛生管理が徹底され、経営状況におきましてもおおむね良好で、自主的なサービス向上とポスター、SNS等での情報発信や那智勝浦観光機構と市場見学ツアーでの食事プラン連携も行ってございます。

また、自主事業にも前向きな姿勢が見られ、イベントスペースを活用したマグロ付加価値化への貢献や、夏場の夜間営業、旅行会社へのアプローチによる観光拠点としての役割にも期待されるところから適任であると考え、指定管理者の指定をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第33号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第27 発議第1号 那智勝浦町議会の個人情報の保護に関する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第27、発議第1号那智勝浦町議会の個人情報の保護に関する条例を議題とします。

局長より発議第1号を朗読させます。

局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） 朗読いたします。

〔発議第1号朗読〕

1枚めくっていただいたところに条例をつけさせていただいております。全57条です。また、別添資料といたしまして、発議第1号那智勝浦町議会の個人情報の保護に関する条例関係資料といたしまして、議会における対応について、そしてこの条例を施行する上で必要な規則全29条とその運用に関する様式を23つけさせていただいております。それぞれの説明は省かせていただきます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 提案理由の説明を求めます。

10番中岩君。

○10番（中岩和子君） それでは、那智勝浦町議会の個人情報の保護に関する条例案について御説明をいたします。

お手元に配付しております資料1、1ページ目を御覧くださいませ。

議会における個人情報保護に係る対応についての現状です。

個人情報保護制度は、公文書開示制度と対となっているもので、町民の知る権利を尊重しつつ、個人情報として保護しなければならないものを保護する制度です。

現代の個人情報保護制度は、個人情報を取り扱う主体ごとに法律が定められているとともに、地方公共団体ごとに個人情報保護条例が定められております。那智勝浦町では、那智勝浦町個人情報保護条例を定めており、実施機関の中に議会が含まれております。

見直しの概要です。

令和3年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報保護法が改正され、議会を除く地方公共団体、国の行政機関、大学、病院等を含む民間事業者等における個人の情報の取扱い等に関する共通ルールが設定されました。当局側において本日、取扱いに関わる条例が可決されたところでございます。

3、法改正に伴う条例の影響といたしまして、改正後の個人情報保護法は、原則として議会は適用除外となっています。全国の地方議会において、改正後の個人情報保護法第5章の規定を参考に、議会独自の個人情報保護条例を制定する必要が出てまいりました。

主なものといたしまして、条例の1、条例の施行日は、改正後の個人情報保護法の施行期日である。令和5年4月1日とする。

2、個人情報の対象は基本的に議会事務局が保有する個人情報を想定し、各議員が取得する個人情報は対象としない。

3、職員または委託を受けた事業者等が正当な理由なく個人情報ファイル等を提出した場合等の罰則を設けることとなっております。3の罰則規定については、検察庁と協議が終わっておりますことを申し添えておきます。

次に、お手元の条例案の目次を御覧くださいませ。

那智勝浦町議会の個人情報の保護に関する条例案です。

目次、第1章の総則が第1条から第3条となっております。第2章の個人情報等の取扱いが第4条から第16条、第3章の個人情報ファイルが第17条、第4章の開示、訂正及び利用停止は、第1節が開示に関する条文で第18条から第30条、第2節が訂正に関する条文で第31条から37条、第3節が利用停止に関する条文で第38条から第43条、第4節が審査請求に関する条文で第44条から第46条、第5章が雑則で第47条から第52条、第6章は罰則で第53条から第57条、そして附則です。

条文を御覧ください。

第1章の総則、第1条の条例の目的ですが、議会における個人情報の適切な取扱いに関し必要なことを定めるものです。そして、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としております。

第2条で条例で使われている個人情報を定義しています。

第3条は議会の責務です。

第2章の第4条から第16条まで、個人情報等の取扱いを定めています。個人情報の保有の制

限や利用目的の明示、不適切な利用の禁止や適切な取得などの情報の取扱い、情報の安全管理を漏えいした場合の対応や利用及び提供の制限等、きめ細かく対応することとなっています。

第3章の第17条では公表するファイルと適用除外を定めています。

第4章は、4つの節に分けています。

第1節の第18条から30条は、開示請求に係る事項を定めるものであります。第2節の第31条から第37条は、保有する個人情報の訂正について定めております。第3節の第38条から第48条は、保有する個人情報の利用停止について定めております。第4節の審査請求は、第44条から第46条です。この節は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等に対する不服審査について定めるものでございます。

第5章は適用除外について。また、開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等、個人情報等の取扱いに関する苦情処理、審査会への諮問、施行状況の公表、委員等の雑則です。

第6章の第53条から57条は、罰則規定となっております。

附則は施行期間で、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。

なお、この条例に合わせ、条例の施行に関し必要な事項をまとめた施行規則を定めます。参考はこちらも配付しておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

先ほども申し上げたとおり、法律の施行により、議会において必要となる条例でございます。どうか議員の皆様の御賛同をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

発議第1号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定しました。  
延会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時21分 延会